



陰陽道の式神の成立と変遷再論：  
文学作品の呪詛にもふれつつ

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2017-12-11<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 中島, 和歌子<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.32150/00007528">https://doi.org/10.32150/00007528</a>                   |

# 陰陽道の式神の成立と変遷再論

—— 文学作品の呪詛にもふれつつ ——

中 島 和 歌 子

## 一、陰陽師の呪者化

陰陽師の使役する「式神・識神」(以下、式神とのみ記す)について、以下のように定義したことがある<sup>1)</sup>。

陰陽師が自在に使役すると考えられていた鬼神。説話集では識神とも。陰陽師の能力の象徴的存在である。平安中期に、六壬式占が的中することへの人々の感嘆や、未来・不可知の事を明らかにする式盤の靈力に対する畏怖心などが生み出し、西暦千年頃から呪詛に関係づけられ、更に眷属神としての性格が明確化して、鳥や童子に可視化されるなど、具体化した。(後略。文学作品や絵巻物の用例等)

本稿では、その後、管見に入った御指摘や用例を踏まえつつ、右の傍線部の修正を含め、定義や変遷を明らかにしたい。なお、式神そのものを取り上げる前に、それに関連する、陰陽師の呪者化、呪詛以外の呪術、呪詛について、順にやや詳しく述べておく。それぞれの文学作品の例も示し、読解に資することをめ

ざす。

「職員令」に規定された陰陽寮の陰陽部門の職務は占術で、陰陽師(官名)は占術技能者(技官)だった。ところが、『延喜式』卷十六陰陽寮に祭祀の規定があるように、律令制の解体と共に、その職務は拡大していった。占術以外に、呪術や祭祀、日時・方角の吉凶勘申を盛んに行って(公的な吉日勘申の一部は上代から)、国家や天皇・貴族個人に奉仕するようになり、九世紀から十世紀にかけて、三分野の専門活動領域を獲得した。この職務は、陰陽寮の暦・天文・漏刻部門の官人にも及び、十世紀中には、寮の出身者を含め官職名に関わらず「陰陽師」と通称されるようになり、職業名としての「陰陽師」が成立する。そしてこの時期、学派的名称・職能集団の名称である「陰陽道」も一般化した。

陰陽寮官人の呪者的活躍については、既に桓武朝から顕著だった。呪者化の要因、即ち陰陽道の成立の要因のうち最も重視すべきは、奈良時代末から平安時代にかけて成立した日本の

災異思想である。当時の支配層は、自然災害や変異、病の背後に、超自然的・霊的な存在、即ちモノを認めた。モノの祟りを恐れた彼らは、その正体（原因）や何の予兆かなどを具体的に明らかにすることで不安を解消しようとする。その願いに応えたのが主に神祇官と陰陽寮の卜占だったが、清浄が重視された前者は行動が規制された。一方、陰陽寮官人は、平安初期までは、神祇官や僧侶などを補う補完的立場にすぎなかったが、斎戒の必要が無く、穢がれに対応できたので、活動範囲を広げていった。何の祟りかが明らかにされれば、次に、それらを鎮め、攘う、つまり、モノの力を統御する力が求められる。旧来の僧侶や神祇官、医師に加えて、陰陽師も積極的にその要請に応じ、また自ら国家や貴族層に働きかけ、主に道教の呪術（道術）を導入して呪術・祭祀を行った。しかしそれらは本来の職務ではなかったため、正当化する根拠として典拠を重視した。このようにして、陰陽師は新たな呪術宗家として歓迎され、国家、天皇・貴族の安寧を託された。

以上のように、律令時代の陰陽寮官人と、平安中期以降の陰陽道・陰陽師との最も大きな違いが、九世紀後半から盛んになった呪術・祭祀を行うことである。

なお奈良末期から平安初期に、民間では巫覡も除病などの呪術で頼られていたことが、『日本霊異記』中一五「漢神の祟に依り牛を殺して祭り、又放生の善を修して、以て現に善悪の報を得し縁」の「卜者を喚び集め、祓・祈禱せしむ」や、天長十年（八三三）完成の『令義解』などによって窺える。

①凡僧尼、卜相吉凶（謂、灼龜、曰レト。視地、曰レ相。占筮、亦同也）、及小道（謂、厭符之類也）、巫術（謂、巫者之方術。既是、淫耶多端。不レ可具言。是並、雖不終事、而已始行者、皆、処還俗也）療病者、皆、還俗。其依仏法、持呪、救疾、不レ在禁限。

（『令義解』卷二・僧尼令・卜相吉凶条）

（一）内の義解に、「淫耶多端」とあり、「巫者」の呪術が非常に雑多であったことがわかる。彼らの活動は、主に臣下への陰陽寮官人の職務拡大の地下・背景として看過できない。

## 二、陰陽師の呪術（呪詛以外）

式神と直接的・間接的に関わる、陰陽師の呪詛以外の、主に鎮圧・鎮静の呪術を見ておく。

### （一）禹歩、反問、身固

#### A 禹歩

「禹歩」は、中国の戦国時代からある、土を踏みしめて清浄化する呪法で、道教に取り入れられた道術の一つである。天罡（北斗七星と輔星・弼星の九星）を象った特殊な歩行法で、一歩ずつ遁甲式占の九星を唱えながら、足を引きずるように進む。悪霊や兵を退ける法となり、道士が入山する時にも行われた。相撲で四股を踏むことの起源とされる。「うほ」と読む方もおられるが、若杉家文書『小反問作法并護身法』には、カタカナで「ウフ」とルビがある。

正月十七日に建礼門前庭で親王以下五位以上や六衛府の官人

などが弓を射る年中行事「射礼」の起源譚にも、道教の女神「玉女」が「反閤、禹歩」で「蚩尤」を鎮めたことが見える。

②正月十七日騎射、何。伝曰、昔、黄帝、為皇天下一時、蚩尤与黄帝、争天下。蚩尤、銅頭、鉄身。戰坂・泉・野。弓刃、不能害其身。爰、黄帝、仰天、誓云、「我、必王天下」、殺蚩尤」。時、玉女、自天、降来、即反閤、禹歩。此時、蚩尤身、如湯沸、顛死也。蚩尤、天下怨賊也。故、歲首、射其靈。国家・村里、皆可射騎、邪氣、不<sub>レ</sub>起也。的者、面目、毬者、蚩尤頭也。因之、射隼〔十節記〕。

〔明文抄〕二。〔陰陽雜書〕の十四世紀の後補部分の「射礼事」もほぼ同文

出典の『十節記』は日本の年中行事書である。なお「蚩尤」は後述する「反閤」の「四縦五横呪」(⑦)にも見え、「黄帝」との戦いは、『将門記』の将門討伐の場面にも引かれている(⑤⑥後半)。

### B 刀剣

刀剣は、道教で鬼神を追い払う魔除けの機能を持つものとされた。

平安時代には、道教系や密教系の祓でも用いられている。六月・十二月の晦日に行われる大祓のうち、清涼殿で行われる天皇の儀式には、東西の文部が「祓刀」を奉り呪詞を奏する儀(解除)が含まれる。道教の神々を勧請した上で、祭文を漢音で読み、「銀人」(銀箔を施した人形)で災禍の除去を、「金刀」で

天皇の寿命延長を請う(『延喜式』卷八・祝詞・大祓「東文忌寸部猷横刀時呪〔西文部、准此〕」)。また、陰陽道の七瀬の祓を取り込んだ密教の六字河臨法でも、人形等の他に「刀」が用いられた(『六字河臨法』等)。

その他、刀剣の魔除けの機能は、三種の神器の「宝剣」、百濟から伝わった「大刀契」のうちの二霊剣や、皇子、後には臣下の子女、内親王誕生時に「佩刀」が贈られたことなどでも知られている。女子の例としては、『うつほ物語』の主人公藤原仲忠の長女「いぬ宮」の例が早い(蔵開上(2)三四二頁)。また神楽の「採物」にも、「櫛・杖・篠・弓・杓・鈴」の他に「劍・鉞」があった。

陰陽道の「反閤」にも、「刀禁呪」が含まれる。陰陽師が刀剣を持ち、邪鬼を威嚇して退けるために唱える呪文である。

③吾、此、天帝使者。所<sub>レ</sub>使執持金刀、令<sub>レ</sub>減不祥。此刀、非凡常之刀、百鍊之鋼。此刀一下、何鬼不<sub>レ</sub>走。何病不<sub>レ</sub>癒。千殃万邪、皆伏、死亡。吾、今刀下。急々如天帝・太上老君・律令。

これは、奈良時代に典葉寮の「呪禁師」が除病のために行っていた「呪禁」に通じるもので、道術に由来する。「呪禁師」は、療病に刀剣を用いた呪術を行う技官だった。陰陽寮の官人は、僧侶や神祇官だけでなく、医家からも知識や術を得て、それらを陰陽道に取り込んだのである。呪禁師は二人で、呪禁博士一人が、呪禁生六人を教えた(「職員令」典葉寮)。

④呪禁生、学<sub>二</sub>呪禁・解忤・持禁之法〔謂、持禁者、持<sub>二</sub>杖

刀、誑<sup>くわう</sup>呪文、作法、禁氣、為<sup>レ</sup>猛獸・虎狼・毒虫・精魅・賊盜・五兵、不被<sup>レ</sup>侵害。又以<sup>レ</sup>呪禁、固<sup>レ</sup>身体、不<sup>レ</sup>傷湯火・刀刃。故、曰<sup>レ</sup>持禁也。解忤者、以<sup>レ</sup>呪禁法、解<sup>レ</sup>衆邪驚忤。故、曰<sup>レ</sup>解忤也。

〔令義解〕卷八・医疾令・按摩呪禁生學習条・部分

### C 反閉

「反閉」は、貴人の「出行」(行幸や御幸を含む)や「移徙」(いし・わたまし)への出発、受領の下向や追討使の派遣の「門出」の際、障害をなす邪鬼を制し、当事者の身の安全を図るために行う呪術である。また、相撲や競馬などの地面に接した勝負事の際にも行われた。地鎮のためであり、呪詛説話に繋がっていく(後掲⑦④)。

後に、移徙した先、つまり到着してからも反閉が行われるようになる。

留守宅に入る際には、既に十世紀後半に「散供」(魔除けの呪術として米や酒を撒く)に加えて反閉が行われていた。

⑤ 戊時、帰<sup>レ</sup>小野宮。以<sup>レ</sup>陰陽允(縣)奉平、令<sup>レ</sup>反閉。先是、於<sup>レ</sup>小野宮、令<sup>レ</sup>散供。此宅留守男、給<sup>レ</sup>疋絹。

又下女等、令<sup>レ</sup>賜信濃布等。／申時、渡<sup>レ</sup>二条。以<sup>レ</sup>(安倍)晴明朝臣、令<sup>レ</sup>反閉。

〔小右記〕寛和元年(九八五)五月七日辛亥条／永延元年(九八七)三月二十一日癸未条)

留守番はいても主人が不在の邸宅はモノが住み危険であり、魔除けが必要だという認識は、『源氏物語』夕顔巻や、『今昔物

語集』(以下、『今昔』)本朝部などに散見する。

それが十一世紀初頭には、留守宅以外でも必要とされるようになるのである。応和元年(九六一)十一月二十日庚辰、村上天皇が冷泉院から新造内裏に入御した際は陰陽寮の散供だけだったが、一条天皇が一条院内裏から新造本内裏遷御の際、晴明が「道の傑出者」として再度反閉を行った。

⑥ 戊二剋、主上、出<sup>レ</sup>御南殿(紫宸殿、一条院寢殿)。内侍等、

候<sup>レ</sup>御釵・御靈事□□。晴明朝臣、奉<sup>レ</sup>仕御反閉。(中略)

左右馬寮史生各一人、相<sup>レ</sup>分東西、牽<sup>レ</sup>黄牛□□供奉。御

輿、未到<sup>レ</sup>二(紫宸殿)南階之前、晴明朝臣、奉<sup>レ</sup>仕御返□

(閉)。(応和例、陰陽寮、供<sup>レ</sup>奉散供)。此度、晴明、

以<sup>レ</sup>道傑出者、供<sup>レ</sup>奉此事。次、御輿、寄<sup>レ</sup>南階。

〔権記〕長保二年(一〇〇〇)十月十一日甲寅条)

以下、「反閉」及び「身固」について、山下克明氏の説に基づき、もう少し詳しく述べておく。

陰陽寮官人は、九世紀中頃から刀剣を用いた「呪禁」の法を含む道術を積極的に行うようになり、十世紀に一連の呪文と「禹歩」を含む「反閉」儀礼が成立した。大・中・小の作法があり、

大は「弓」、中は「太刀」、小は「笏」を手に持つて行う。大・中は早くに廃れ、小のみ若杉家文書の『小反閉作法并護身法』

によって次第が伝わっている。若杉家は、土御門家(安倍家の嫡流が室町時代から名乗る)の家司の家柄である。

「反閉」は、陰陽師が、まず出発する方角を向き、玉女にその事を申す。五臓の気を観想し、龍樹菩薩や伏羲などの神仏

を勧請する。次に、「天門呪」「地戸呪」「玉女呪」「刀禁呪」や「四縦五横呪」などの呪を唱え、「禹歩」を行い、「反閉呪」を唱える。禹歩の際、天皇や貴族ら依頼主は、陰陽師の後ろに続いて歩いた。天皇の場合、陰陽師は天皇を従えて内侍と同様に御帳台の傍まで入る。

つまり「刀禁呪」の後、「四縦五横呪并印、禹歩、禹歩立留呪（反閉呪）」と続く。そのうちの「四縦五横呪」は、次の通りである（修験道・仏教の九字の「臨兵闘者、皆陣列在前」ではない。引用者が返り点を付したが、すべて音読みしたことがルビからわかる）。

⑦四縦五横。禹為除道、蚩尤避兵。令吾周遍天下、  
帰還故郷上、向吾者死、留吾者亡。朱雀・玄武・白虎・  
勾陳、帝后・文王・三台・玉女・青龍、急々如律令。

〔小反閉作并護身法〕四縦五横呪  
反閉の初見は、藤原師輔女で村上天皇女御安子が、憲平親王（冷泉天皇）を産んで、産所の藤原遠規宅から父師輔第へ移御した時の例である。臣下が先行した。

⑧亥剋、女御（安子）及今宮・女一宮（承子）等、自遠規朝臣宅、移徙於中御門家。（中略）時剋、已至。欲出門之間、令陰陽助（平野）茂樹宿祢、行反閉之事。

〔九曆〕天曆四年（九五〇）七月十日乙亥条  
行幸の際の初見は、その十年後、天徳四年（九六〇）九月二十三日の内裏焼亡により、村上天皇が避難先の職御曹司から冷泉院に遷御した際に、賀茂保憲が奉仕したものである。

⑨天皇、自職曹司、遷御冷泉院。但不警蹕。天文博士賀茂保憲、反閉。陰陽頭秦具瞻、勤院内鎮法。

〔日本紀略〕同年十一月四日庚子条

「護身」「破敵」の二靈剣（大刀契）が火災で焼損して靈威が損なわれていた時期に行われたということは、両靈剣の威力を、陰陽師の呪術が補う意味を持つものであったと考えられる。

#### D 身固

「身固」は、「反閉」の略法として院政期から護身のために行われるようになった。「刀禁呪」に、「師子印」を結び「符」を書くなどを行う。刀剣を用いて邪鬼を払うが、「禹歩」はしない。

以上、山下氏の説を略記した。「禁秘抄」には以下のようにあり、鎌倉初期には天皇の「御衣」を用いていたことがわかる。

⑩行幸、反閉之外、時々有身固事。不可為例。只、給御衣、可奉仕身固也。〔禁秘抄〕上・陰陽道

#### (二) 新宅作法、黄牛

「新宅作法」は、新造の邸宅に移徙する際に、陰陽師の指導により行一連の作法・儀式である。「鎮新居法・新宅の儀・新宅法・新宅の礼・移徙法・鎮法、移徙の儀」とも言う。

陽成天皇が東宮から仁寿殿に移る際の例が初見とされる。なお、疫病流行予防や五穀豊穰祈願などの公的な陰陽道祭祀も、この頃に始まった。

⑪是日、申時、天皇、遷自東宮、御仁寿殿。童女四人。

一人、秉<sup>二</sup>燎火<sup>一</sup>、一人、持<sup>二</sup>盥水器<sup>一</sup>。二人、牽<sup>三</sup>黄牛<sup>二</sup>頭<sup>一</sup>。在<sup>二</sup>神輿前<sup>一</sup>。用<sup>二</sup>陰陽家鎮新居之法<sup>一</sup>也。公卿、宿侍内裏、三日、不出。

〔日本三代実録〕元慶元年(八七七)二月二十九日辛未条  
陰陽師は、出発前に反問を行い、「水火童女」(「水取り火取り」とも言う)二人と「黄牛」を率いて、移徙先の宅地に入った。水火童女は、椽(水桶)と布脂燭(松明)をそれぞれ捧げ持つ。①①の「盥水器」と「燎火」である。

「黄牛」は、五行思想に基づき、地神「土公神」の祟り(土気、土の気)を鎮圧するために牽き入れた(後掲③②「左経記」の保憲説)。新造の際に犯土を行ったからである。旧宅への移徙でも、犯土を伴う造作を行った場合は、新宅と同様に、土公神の祟りの予防として新宅作法が必要とされた(③②の保憲・文道光の説)。

行幸啓では二頭(前掲⑥①)、その他は一頭、黄牛を牽き入れた。三日間繋いでおく。牽く者は、童女(①①、「新儀式」四・天皇遷御事等)、又は童男(「陰陽博士安倍孝重勘進記」の諸例等)で、左右馬寮の官人の例もある(⑥、「御堂関白記」長和五年六月二日甲戌条)。水火童女と黄牛の順は、童女が先(①①、「二中歴」八・儀式歴・新宅移徙「先水火、次牛」等)、黄牛が先(「新儀式」等)の両方がある。

新宅作法では、地鎮や宅鎮の呪符なども用いられた。「五葉」は、三日間供えた後、吉方に埋めた(後に二日、一日と短縮されていく)。なお、貴族らが三日間行<sup>二</sup>う攤打<sup>一</sup>や宴は、

新宅作法には含まれない(「御堂関白記」寛弘二年二月十日戊子条・同三年八月十九日己丑条参照)。

また、清明の主張により、新宅作法にも、反閉が含まれるようになっていく(前掲⑥)。「御堂関白記」には、清明男吉平が「五葉」や呪符を加えていったことも見える。安倍家は呪術を中心に需要を開拓していった。さらに、「宅神祭」も含まれるようになる。

### (三) 呪符、呪文

呪符も、呪力のある陰陽師が作成したからこそ信頼された。前掲①の「厭符」、後掲⑤⑦「新猿楽記」の賀茂道言の「符書」などに当たる。藤原京や平城京、地方官衙の遺構からは、呪符木簡や人形などの呪具が、多数発掘されている。七世紀末から、道教的な呪術が盛んに行われていた。

主に呪詛用の呪符である「厭符」や、「式」の語については、後述する。その他に、火災防止のために、寝殿の梁や組入の上などに「七十二星鎮」や「西嶽真人符」を置いた。

また、藤原道長女の後一条天皇中宮威子が出産のために移った藤原兼隆邸の御座所の四隅の柱には、吉平の「御護」(護符・呪符)が打ち付けられた(「左経記」万寿三年(一〇二六)九月二日乙巳条)。

次は、藤原忠通の新造高倉第のための呪符である。記主が家司の平信範なので、大変詳しい。

⑫天晴。陰陽頭賀茂在<sup>二</sup>憲朝臣<sup>一</sup>、勤<sup>二</sup>仕高倉殿鎮祭事<sup>一</sup>等。兼日、

召<sub>二</sub>支度<sub>一</sub>、下<sub>二</sub>行用度<sub>一</sub>。毎<sub>レ</sub>事、巨多。色目、在<sub>二</sub>別紙<sub>一</sub>。晩頭、在<sub>レ</sub>憲、参入。先<sub>レ</sub>是、令<sub>二</sub>人夫、掘<sub>二</sub>穿大鎮穴<sub>一</sub>。在<sub>レ</sub>憲、殊檢<sub>二</sub>知其穴<sub>一</sub>。四方・中央。其外、大門（西<sub>二</sub>、東<sub>二</sub>、北<sub>一</sub>）、中門<sub>三</sub>所（東・西・北、各中央）。又、寢殿南階際中央（是、中央分云々。然者、可<sub>レ</sub>穿<sub>二</sub>寢殿中央跡<sub>一</sub>歟。然而、准<sub>二</sub>中央、掘<sub>二</sub>南階前<sub>一</sub>由、在<sub>レ</sub>憲朝臣、所<sub>レ</sub>申也）。南庭、惣<sub>二</sub>儲様々供物<sub>一</sub>。立<sub>二</sub>棚机・案等<sub>一</sub>、調備也。事具了、在<sub>レ</sub>憲朝臣并具官六人、着<sub>二</sub>淨衣（衣冠上、着<sub>二</sub>帛絹淨衣也）。先、七十二星鎮。燈明、供<sub>二</sub>七十二燈<sub>一</sub>。其外、供<sub>二</sub>祭物等<sub>一</sub>。每物、嚴重。祭礼、如<sub>レ</sub>常歟。件鎮、封櫃中、置<sub>二</sub>寢殿天井上<sub>一</sub>。次、西嶽真人鎮。有<sub>二</sub>封物<sub>一</sub>。納<sub>二</sub>瓶歟。同、置<sub>二</sub>寢殿天井中央上<sub>一</sub>。次、大鎮。中央以下、每<sub>二</sub>穿穴<sub>一</sub>、埋<sub>二</sub>五色玉等瓶<sub>一</sub>。次、大將軍祭。奉<sub>レ</sub>懸<sub>二</sub>形像一鋪（一幅図繪）。有<sub>二</sub>御鏡<sub>一</sub>。安机置前（安置机前）。次、王相祭。引<sub>二</sub>立<sub>二</sub>黃牛一頭（召<sub>二</sub>坂戸牧<sub>一</sub>）。有<sub>二</sub>御鏡<sub>一</sub>。如<sub>二</sub>大將軍祭<sub>一</sub>。次、土公祭。其儀、如<sub>レ</sub>常。已上、南庭、皆調備、祭<sub>レ</sub>之。次、火災祭。引<sub>二</sub>立<sub>二</sub>赤馬（召<sub>二</sub>樟葉牧<sub>一</sub>）。於<sub>二</sub>北面<sub>一</sub>、修<sub>レ</sub>之。打<sub>二</sub>挿筒<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>例。次、井<sub>二</sub>靈祭<sub>一</sub>。有<sub>レ</sub>鶏（政所、儲<sub>二</sub>之<sub>一</sub>）。王相・大將軍御祭鏡二面、即、進<sub>二</sub>上殿下<sub>一</sub>（忠通）了。三箇日以後、可<sub>二</sub>御覽<sub>一</sub>云々。如<sub>レ</sub>常歟。殿下、渡<sub>二</sub>御高倉殿<sub>一</sub>、覽<sub>二</sub>作事<sub>一</sub>。下官（私）、祇候。〔兵範記〕保元三年（一一五八）八月二日己丑条／四日辛卯条

後の波線部から、祭祀に用いた「撫物」の「鏡」が、ただち

に主人に返却されたこともわかる。

#### （四）文学作品の呪術の例

##### A 『靈異記』陰陽師の呪術の魁

「陰陽の術」は、本来、陰陽師の占術を表す「陰陽」の語を、呪術に用いたものである。

早くは、『靈異記』下<sub>一</sub>三八「災と善との表相先づ現れて、而る後に其の災と善との答を被りし縁」において、編者景戒が、災異・瑞祥思想と同様の予兆についての諸例を述べ、予告された災禍を予防したり、起きた後に対処したりができるものとして、「黄帝陰陽の術」と「天台智者（密教）の甚深の解」を挙げている。前者は、八世紀から九世紀にかけて、陰陽寮官人が行うようになった道術を指す。彼らが、道術に基づく呪術・祭祀を行うようになった背景である、幅広い需要が窺える。

##### B 仮名文学作品——新宅作法後の宴、黃牛

仮名作品には、貴族自らが散供を行う例は散見するが、陰陽師の呪術は見えず、医師や密教験者の「まじなひ」がわずかにあるのみである。新宅作法も、そのものは描かれないが、それに伴う遊宴や黃牛の例は見られる。

『落窪物語』卷三に、新宅三条邸移徙後、「三日ほど、遊びのしりて、いと今めかしうをかし」とある（二三〇頁）。

『うつほ物語』も、京極邸移徙後の饗宴が、分担者を含め詳しく。

⑬饗、いとなまめかしうせさせたまへり。三日の饗、この日

のは、宮（女一の宮）の御前の、殿上人までおしなべての、  
（用意したのは）左大臣（源正頼）、二日のは右大臣（兼雅）、  
三日のは大将（仲忠）。（後略）

（『うつほ』楼の上・上(3)四九一頁）

『栄花物語』には、それに加えて、黄牛の飯屋が見える。

⑭（再建した土御門第への新宅移徙後）三日のほどよろづの  
殿ばら参りたまひて、うちあげ遊びたまふ。前に絹屋造り  
て、黄牛飼はせたまふ。例のことながらも、めでたし。

（『栄花』巻十四・あさみどり(2)一五四頁）

### C 『江談抄』の吉備真備の呪術

談話集・説話集には、陰陽師の種々の呪術が語られている。

自らを隠す「隱身」や、我が身以外の何かを隠す術などである。

真備は、陰陽寮に属したことはない儒家だが、平安後期以降、

陰陽道の祖と仰がれる。実際に、寮官人と同様の知識と術があ

り、『大衍曆』等を将来するなどとしており（後掲⑯）、具注曆の

朱書曆注の「三宝吉」は、婆羅門僧正説や春苑玉成説ではなく、

真備説が採用されていた。

後掲⑰『新猿楽記』に続くのが、大江匡房の談話である。そ  
の中に、真備の隱身、下痢止め、日月を隠す呪術が見える。

⑰（真備の才学に引け目を感じた唐人が、真備を）楼に居し  
むる間、深更に及びて、風吹き雨降りて、鬼物（安倍仲麻  
呂の靈）伺ひ来たれり。吉備隱身の封を作し、鬼に見えず  
て、吉備云はく、「何物なりや。我はこれ日本国王の使なり。

（後略）」と云ふに／（真備に囲碁で負けた唐人が、怪しみ）

石を計ふるに黒石足らず。よりて卜筮を課みて占ふに、「盗  
みて飲めり」と云ふ。推ひて大いに争ふに、腹中に在り。

しからば瀉薬（下劑）を服せしめんとて呵梨勒丸を服せし

むるも、止むる封をもつて瀉さず。遂に勝ち了んぬ。／（帝

王らが帰国させず楼に幽閉して餓死させようとしたので、

真備が脱出しようとして仲麻呂の靈に「百年を歴たる双六の

筒・筭（さむ）を求めると）「在り」と云ひて求め与へしむ。

また筒（囊）、盤（楓）なり。筭を秤（双六盤）の上に置

きて筒を覆ふに、唐土の日月封せられて、二、三日ばかり

現れずして（中略）占はしむるに、術道の者封じ隠さしむ

る由推る。方角を指すに、吉備の居住する楼に当る。（中略。

困った帝王らが真備を）「帰朝せしむべきなり。早く開く

べし」と云へり。よりて筒を取れば、日月ともに現はる。

（『江談抄』三十一「吉備入唐の間の事」六三―六四頁／

六七頁／六八―六九頁）

まず「隱身」について、『新日本古典文学大系』は脚注に『靈

異記』中一の「隱身聖人」の例を指摘しているが、これは「身

をやつした聖人」（『新編日本古典文学全集』の訳）なので、言

葉のみ共通する。

真備は、下痢止めの呪術で囲碁に勝った後、さらに餓死させ

られそうになる。仲麻呂の靈の助力を得て、さいころを双六盤

の上に置き、それをさいころを入れて振る筒で隠すと、太陽と

月が隠れてしまった。日月を封じたのであり、蝕を起こしたと

も言えよう。

『新大系』脚注は、日月を隠したという次の記事を挙げてい  
る。やはり真備が行ったとされているが、経緯が異なる。

⑯入唐留学生從八位下（るがしやう、ちつみち）々道（後に吉備）朝臣真備、猷二唐  
礼一一百卅卷・『大衍曆經』一卷・『大衍曆立成』十二卷・  
測影鉄尺一枚・『樂書要録』十卷・馬上飲水漆角弓一張并  
種々書跡・要物等、不能具載。留学之間、歴二十九  
年。凡、所二伝学一、三史・五經、名刑・算術、陰陽・曆道、  
天文・漏刻、漢音・書道、秘術・雜占、一十三道。夫、  
所レ受業、涉二窮衆芸一。由レ是、太唐、留別、不レ許二歸  
朝一。或記云、爰吉備、竊封二日月一、十箇月間、天下令聞  
恠動。令レ占之処、日本国留学生人、不レ能二歸朝一、以二秘術、  
封二日月一。勅、令二免宥一。遂歸二本朝一。

〔扶桑略記〕天平七年（七三五）四月辛亥（二十六）日条  
右には「秘術」とあるが、何かを抑えつける、鎮圧する「厭  
術」でもある。また、前掲⑮の筒が「棗」、盤が「楓」とい  
うのは、後掲⑤「将門記」にも見える式盤の天盤「楓」、地盤「棗」  
と（『唐六典』卷十四・太卜署）、上下は逆だが、同じ組み合わせ  
であることも看過できない。真備が行った術は、式盤を用い  
た厭術、呪詛に類似していた。

また、⑮⑯の波線部の、唐人側が行った紛失した黒の基石（石  
物）の所在を見つける「卜筮」や、日月が隠れたこと（怪異）  
を占い、さらに原因の方角を指示することは、いずれも陰陽師  
の式占の対象・内容と類似する（『晴明』『占事略決』）。

なおこの話は、匡房が「この事、我儘たかに委しくは書に見る

事なしといへども、故孝親朝臣の先祖より語り伝へたる由語ら  
れしなり」と述べており（六九頁）、伝承経路が明確である。  
橘孝親は、儒家で匡房の外祖父だった。

D 『今昔物語集』の身固、隱身——真備、川人、忠行

『今昔』にも、真備の身固の話が二例ある。院政期の常識を  
週及させたものである。前者の藤原広継の霊は、「御霊」とし  
て知られる。「鎮」の語にも、注目しておきたい。

⑰吉備宣旨を奉、西に行て、広継が墓にして誘こへ陳じ  
けるに、其の霊して吉備殆ほどしくほとほとしく可被鎮な  
りけるを、吉備陰陽の道に極たりける人にて、陰陽の術を  
以て我が身を怖れ無く固めて、懃ねんごろに捫を誘ければ、其霊  
止まりにけり（崇らなくなつた）。

〔今昔〕一一一六「玄昉僧正、唐に亘りて、法相を伝へ  
たる語」

⑱其の人（真備）陰陽の方に達いたれるに依て、此く（誰も生き  
て帰れないという石淵寺に参つても）不怖ぬ也けり。然れ  
ば、身を固め鎮じて居たりけるに、夜半許に、不例ず物怖  
しき心地して、堂の後の方より風打吹き気色替て、物来る  
様に思えければ、大臣、「然ればこそ。鬼の来て人を啖ふ  
也けり」と思て、弥よ慎て、身を固め呪を誦して居たるに  
（聖武天皇の妾の「女霊」が現れ、墓に埋めた「千両の金」  
で『法華経』の書写を頼んだ。真備が叶えた後、夢で蛇身  
から兜率天への転生を告げた）

〔今昔〕一四一四「女、法花の力に依りて蛇身を転じて

天に生まれたる語」

右二話の呪術は身固だが、『江談抄』の真備の話(15)と同じ隠身も、陰陽道黎明期の滋丘川人、最初の発展期の賀茂忠行の話に見える。

『今昔』二四一―一三「慈岳川人、地の神に追はるる語」のうち、川人が、藤原安仁ら公卿や儒家、他の陰陽寮官人らと文徳天皇の陵地の点定をしたことは、正史に見えている(『日本三代実録』天安二年(八五八)九月二日条)。史実に土公神の崇りや百鬼夜行に対する恐怖心の増大など種々の要素が加わり、逆に登場人物は川人と安仁に絞り込まれて、多くの地神に追われたが、川人の隠身の呪術によって二人とも遁れることができたという話が生成した。

『今昔』二四一―一六「安倍晴明、忠行に随ひて道を習ふ語」は、四つに分けられる。「識神」が登場する二つは後述する。

⑲今は昔、天文博士安倍晴明と云陰陽師有けり。古にも不恥ぢ止事無りける者也。幼の時、賀茂忠行と云ける陰陽師に随て、昼夜に此道を習けるに、聊も心もと無き事無かりける。而るに、晴明若かりける時、師の忠行が下渡に夜行(夜歩き、及び忌夜行日)に行ける共に、歩にして車の後に行ける、忠行車の内にして吉く寝入にけるに、晴明見けるに、艶えびなず怖おそき鬼共車の前に向て来けり。晴明此を見て驚て、車の後に走り寄て、忠行を起して告げれば、其時にぞ忠行驚て覚て、鬼の来るを見て、術法を以て忽に我が身も恐れ無く、共の者共をも隠し、平かに過にける。其後、忠行、

晴明を難去く思て、此道を教ふる事瓶の水を写すが如し。

然れば、終に晴明此道に付て、公・私に被任て糸止事無かりけり。(後略。後掲(60)(67)) 『今昔』二四一―一六

忠行の隠身が見えるが、晴明の師匠兼上司は、実際には前話の二四一―一五「賀茂忠行、道を子の保憲に伝ふる語」に登場する保憲だった。右の話では、師匠であり恐らく「忌夜行日(十死一生日)」なのに牛車内で眠りこけた忠行に対して、徒歩で従う若者に過ぎないが先に鬼を見つけ、師匠一行を救うことができた晴明の対比など、周到に賀茂氏の評価が下げられ、晴明のほうが上げられている。

なお『今昔』には、二四一―二〇「人の妻悪霊と成り其の害を除く陰陽師の語」など、無名の陰陽師による呪術の例もある。

### 三、呪詛

次に、呪詛について、行為や具体例(二部)、用語を確認しておく。

#### (一) 呪詛の例

「呪詛・呪い」とは、人が、呪術によって、恨みなどのある他の人の命を、奪おうとすることである。神や霊は祟るが呪詛はしない。呪詛も、反問・呪符などの呪術や祭祀と同様に、陰陽師の呪力に依拠し、呪詛の神に祈る。呪符や呪物を、土中、井戸、床下など、見えない所に隠した。相手の敷地・建物内が多いが、寺社でも行った。基本的に官人の陰陽師は関与せず、多くは法師陰陽師など民間の陰陽師が担った。

上代から行われており、律令には処罰の規定も見られる。

⑳ 凡、有レ所ニ憎悪一、而造レ厭魅一、及造レ符書一呪詛、欲レ以殺レ人者、各以レ謀殺一論、減ニ二等（謂、有レ所ニ憎嫌前人一、而造レ厭魅一。厭事、多レ方。罕ニ能詳悉一。或刻レ作人身一、繫レ手縛レ足。如此厭勝、事非ニ一緒。魅者、或仮ニ託鬼神一、或妄行ニ左道一之類。或呪、或詛、欲ニ以殺レ人者）。（後略）

右の「賊盜律」の疏の「厭魅」の例にも、「或いは人身を刻み作り、手を繋ぎ足を縛る」とある。まさに「厭する」（おさえる・制圧・鎮圧）にふさわしい。「唐律疏議」に見える「刺心釘眼」と共に、人形の出土例の状態にも合致する。

呪詛に人形を用いた文献上の早い例としては、次が指摘されてきた。『新全集』頭注に、「二皇子は皇位継承の有力候補者であるから、穴穂部皇子（守屋が支援）が天皇になるには邪魔な存在である。（中略）中臣勝海が厭をするのは、卜占の家系でもあるからである」とある。

㉑ 中臣勝海連於家集一衆、随ニ助大連（物部守屋）一。遂作ニ太子彦人皇子像与ニ竹田皇子像一厭之。

（『日本書紀』用明天皇二年四月丙子（二日）条）  
次は、呪詛に「髪」を用いた早い例である。孝謙天皇の髪を用いて呪詛した。繁田信一氏は、愛娘の髪を供物として捧げて行った呪詛もあったことを紹介されている。（『小右記』寛仁元年（一〇一七）十一月十九日条）。

㉒ 縣犬養姉女等、坐ニ巫蠱一、配流。詔曰、（中略。氷上

塩焼の擁立を謀り）挂ニ畏天皇大御髪を盜給はりて、岐多奈き佐保川の鬮籠に入て大宮内に持参入来て厭魅為ること、三度せり。（中略。仏法が天皇を護り）其等の穢く謀て為る厭魅事皆悉発覚ぬ。（後略）

（『統日本紀』神護景雲三年（七六九）五月丙申（二十九日）条。小字を仮名に変えた）

陰陽寮官人が関与した呪詛は、早くは氷上川繼（塩焼男）謀叛事件での、陰陽頭山上船主による桓武天皇の「厭魅」がある。

㉓ 從四位下三方主・正五位下山上朝臣船主・正五位上弓削女王等三人、坐ニ同、魔魅乘輿（天皇）、詔、減ニ死一等、三方・弓削、並配ニ日向国（弓削、三方之妻也）、船主、配ニ隱伎国。自余与党、亦據レ法、処レ之。

（『統日本紀』延暦元年（七八二）三月戊申（二十八日）条）  
また、安楽寺の託宣によると、時平らは、偽りの勅宣で陰陽寮の官人を招集し、菅原道真と子孫断絶の「呪詛」を行わせ、都の八方の山野の地を選んで「厭術」を施し、雑宝を埋めさせ、「神」に供え物をして祈るといふ祭を行わせた。逆に、それを行ったがために、自分達が短命で子孫が衰えたという。

㉔ （前略）昔、依ニ讒言、放レ我之日、大臣時平卿（源光卿・納言定国卿・菅根朝臣、偽称ニ勅宣、召ニ陰陽寮官人、充ニ給種々珍宝、令レ呪詛我并子孫永絶不可相統）之由。神祭、多送ニ月日、皇城八方、占ニ山野、厭術、埋ニ置雜宝。然而、我不レ可レ絶之術、随分相構」。被レ指ニ

姓名<sup>一</sup>之人、皆以短命。又次々孫々、不<sup>レ</sup>高<sup>二</sup>官位<sup>一</sup>。家貧、才乏。是、依<sup>二</sup>厭術<sup>一</sup>也。朝家之政、豈可<sup>レ</sup>然乎。

〔扶桑略記〕永觀二年（九八二）六月二十九日条  
呪詛の「神」は、後掲⑤〇『將門記』では「式」であり、「八大尊官」（黄幡・豹尾を含む八將神）でもあった。ここでは明記されていないが、同様に考えられる。

また、この道真の靈託の約十年後、懷妊した東宮妃、小一家の濟時女<sup>みづき</sup>城子<sup>むらさき</sup>の出産を妨げるために現れた九条家の祖師輔の「猛靈」は、生前、兄実頼の一族を根絶やしにしようとして「陰陽の術」を行つたと語つた。これも、占術ではなく呪術、特に呪詛を指す。「仏事」との対で、「外術」ともある。

②⑤観修僧都、来云、「近曾、行<sup>二</sup>東宮更衣<sup>一</sup>（右大將濟時卿女）修法」。猛靈、忽出来云、「我是九条丞相靈。存生之時、或寄<sup>二</sup>仏事<sup>一</sup>、或付<sup>二</sup>外術<sup>一</sup>、懇切致<sup>二</sup>子孫繁昌<sup>一</sup>之思。其願、成熟。就中、小野宮大相国子族、可<sup>レ</sup>滅亡<sup>一</sup>之願、彼時、極深。施<sup>二</sup>陰陽術<sup>一</sup>、欲<sup>レ</sup>断<sup>二</sup>彼子孫<sup>一</sup>。所期六十年。其驗、已新。今依<sup>二</sup>滅他之思<sup>一</sup>、受苦、極重。（中略）又此更衣、有<sup>二</sup>懷妊氣<sup>一</sup>。仍、所<sup>二</sup>来煩<sup>一</sup>也。為<sup>レ</sup>断<sup>二</sup>他同胤<sup>一</sup>云々」。

〔小右記〕正暦四年（九九三）閏十月十四日条  
平安中期以降、主に法師陰陽師による呪詛事件が頻発し、呪詛された側の邸宅・官庁の床下や井戸、地中などから、髪・餅・土器（文字が書かれている）等の「厭物」が発見された。

「厭物」は、呪物の一種で、「呪詛の物」ともいう。陰陽師が呪詛用であることを見極め、祓をしてから棄てた。物を用い

た呪詛の他に、「厭符」（呪符の一種）を用いた呪詛もあった。特に九条家の子孫のうち、敦康親王（一条天皇第一皇子）を擁する中関白家の藤原伊周、その外戚高階成忠・光子らによる、東三条院詮子、道長・彰子・敦成親王（第二皇子）の呪詛が、虚実交々に伝わっている。

知られるように、長徳二年（九九六）二月二十四日の伊周・隆家左遷理由三つのうちのひとつが、「呪詛女院事」だった（『小右記』同日条。『古事談』二一五）に、発端から伊周薨去までが見える）。伊周が私的に行つたことが咎められた密教の大元師法も、呪詛に関わる可能性がある。

②⑥呪詛右大臣（道長）之陰陽師法師、在高二位法師（成忠）家。事之体、似<sup>二</sup>内府（伊周）所為者<sup>一</sup>。

〔百鍊抄〕長徳元年八月十日条  
②⑦早朝、参<sup>二</sup>女院<sup>一</sup>、謁<sup>二</sup>右大臣<sup>一</sup>。院御惱、昨日、極重。被<sup>レ</sup>停<sup>二</sup>院号<sup>一</sup>・年爵<sup>一</sup>・年官等<sup>一</sup>事之由、昨夜、被<sup>レ</sup>相聞<sup>一</sup>了。又云、或人呪詛云々。人々、厭物自<sup>レ</sup>寢殿板敷下<sup>一</sup>、掘出云々。

〔小右記〕長徳二年三月二十八日条・大赦  
②⑧呪詛左府（道長）法師事。

〔編年小記目録〕同年十二月十五日）  
寛弘五年（一〇〇八）十二月にも、源方理と、高階光子夫妻が、伊周のために、それぞれ法師陰陽師に敦成・彰子・道長の呪詛を依頼し、翌寛弘六年正月三十日に発覚した（後掲⑥⑤⑥⑥）。『政事要略』巻七十に、実行犯円能の調書が収められている（⑥④）。繁田氏が詳しく取り上げ、弟子の僧妙延と、従者の「童子

糸丸<sup>①</sup>や、光子宅に出入りしていた「陰陽師」の「僧道満<sup>ぶだま</sup>」の存在に注目されている。後者は、説話など文学作品の世界で活躍する蘆屋道満<sup>あしや</sup>のモデルである。呪詛を行う法師陰陽師が「童子」を従えていたことにも、注目しておきたい。

山下氏は、円能の他にこれを知る「陰陽師」はいるかという勘問に注目し、法師陰陽師も陰陽師であったことや、寺社にも厭法をなす方法があったことを指摘されている。

なお山下氏は、方理妻は源為文女だが、方理の出自は不明とされる。しかし榎野廣造氏が指摘されたように、源重光（伊周岳父）の男で、長徳二年の伊周配流に連座した明理・則理の兄弟と見てよからう<sup>⑩</sup>。明理は、中宮藤原定子の女房達が陰陽寮などを巡った時にも従っており（『枕草子』一五六段「故殿の御服のころ」勸物）、正暦五年二月の道隆の積善寺供養の際、五位藏人として一条天皇の手紙を定子に届け、その夜、弟の「式部の丞則理」も、そのまま入内せよとの天皇の言葉を伝えている（『枕草子』二二六二段）。

その他にも、例えば、三条天皇中宮藤原妍子呪詛の「厭物」が井戸から見つかり、陰陽師らが式占で確認し、祓をして廃棄したことが、『御堂関白記』長和元年四月十日・十一日条、『小右記』同十一日条に見える。但し、道長は「呪詛」の語は用いていない。『御堂』中の他の呪詛は、他に妍子乳母の一例のみで、道長がいかに書くことを避けていたかがわかる。

実際は、道長周辺では呪詛事件が絶えずあり、道長の病により『御堂』の記事が一箇月無い同年六月も、物怪（怪異）の頻

発に加えて、藤原為任・珍保<sup>ちみぞかた</sup>方が「陰陽師五人」に呪詛させているとの落書があったことを、道長の平癒後に、実資が記している。「小右記」は官名を用いるのが基本だが、ここは伝聞なので、「陰陽師」は例外的に職業名か。

②一日、左府（道長）、有落書云々。民部大輔為任、以陰陽師五人、令呪詛之由云々。其事、在和泉国之珍保方宿祿、知行云々。相府、一生間、如此之事、不可斷絶。坐<sup>ま</sup>事之者、已為<sup>な</sup>例事。悲歎而已。

さらに、「厭物」や「厭符」の発見が無くても、病因や悪夢の占いで、「呪詛の気有り」とされることもあった。除病方法として陰陽師の「祓」が行われている場合は（文学作品にも散見）、呪詛の可能性があったことに留意しておきたい。人を害する「物の気<sup>け</sup>」は亡くなった人の恨みで、呪詛は生きている人の恨みによる。河原での「呪詛の祓」「呪詛祭」、密教の「六字河臨法」で対処した。

なお元旦の四方拝で唱える誦にも、少なくとも『拾芥抄』所収のものは、呪詛からの救済が含まれる。『掌中歴』方隅歴は、「五厄六害之中、過度我身」まで、『二中歴』九・呪術歴・歳旦四方拝頌は、呪詛の部分のみ無く、「五厄六害之中、過度我身。万病除愈、所欲随心。急々如律令」と続く。

③賊寇之中、過度我身。毒魔之中、過度我身。危厄之中、過度我身。毒氣之中、過度我身。五兵口舌之中、過度我身。五厄六害之中、過度我身。魘魅呪詛之中、過度我身。万病

除愈、所欲従心。急急如律令。

〔拾芥抄〕上・歳時部第一・歳旦拜天地四方

## (二)「厭えふず」「厭法」

「厭えふず」は、対象の身や崇りなどを、おさえる、制圧する、鎮圧する意である。『新撰字鏡』卷十・广部に、「於琰反。上。魅也。鎮也。輔也。損也。』『類聚名義抄』法下・七十三戸に、「於冉反。フサク、カナフ、アク、マシワサ、イトフ、シヘタク、オサフ、ワエム」とある。

「厭法」は、「厭術」つまり呪詛を指す場合が多いが、地鎮・宅鎮などの「鎮法」の場合もある。あくまでも「おさふる法」・鎮圧する法であり、両方の意味に用いられている。さらに、それ以外の場合もある。次は欠字だが、「厭法」と考えられており、魔除けを指す。

③①今は昔、幡磨はたごの国、□の郡に住ける人の死にたりけるに、其の後の拈となど為させむとて、陰陽師を呼籠たりけるに、其の陰陽師の云く、「今、某日、此の家に鬼来らむとす。努々ぬづぬづ可慎給し」と。(中略) 門に物忌の札を立て、桃の木を切塞きりふさぎて、□法をしたり。

〔今昔〕二七―二三「幡磨国にて、鬼人の家に来て射らるる語」

この話は、陰陽師が、「幡磨国」にいたこと、「物忌」(但しこれは怪異占によるものではなく、喪家七日・十三日の物忌)の日にも関わることを、藍摺の水干袴の男を「彼ぞ鬼」と見破る

「見鬼」の能力があること(①⑨参照)、また、「桃」に魔除けの呪力があることなど、他の話との共通点も注目される。

さて地鎮・宅鎮の「厭法」の例として、前掲①及び以下の二例を、繁田氏が紹介されている。前述した新京や新宅に入る儀式(移徙法・新宅作法)である。

③②天晴。晚景、参殿(頼通)。被仰云、「今夜、欲度掘河家。依レ為レ旧家、不レ用レ渡レ新宅ノ之礼。而人々、於レ示レ可レ牽レ黄牛ノ之由、為レ之如何。申云、「村上御時、令レ渡レ冷泉院ノ之時、依レ為レ旧所、不レ可レ用レ新宅儀ノ之由、有レ議。而、保憲申云、「雖レ旧宅、有レ犯土造作。何無レ其礼乎。就中、牽レ黄牛、是厭レ土公ノ之意。尤可レ備レ礼儀」云々。仍、被レ用レ渡レ新宅ノ之礼。准レ彼、思レ此、猶可レ有レ黄牛。又可レ有レ反問。於レ余事、左右可レ随レ御意。就中、夜部、内府(教通)、被レ示レ云、「故殿(道長)仰云、「雖レ旧宅、尚可レ牽レ黄牛。是依レ犯土、為レ土公。道光、所レ伝也」者。仍、度々渡レ旧宅ノ之時、皆牽レ牛」云々。又侍従中納言(資平)云、「右府(実實)、被レ渡レ小野宮ノ之時、每度有レ牛」云々。(後略)

〔左経記〕長元五年四月四日甲辰条

③③陰陽寮、供奉。献レ厭法之事。(陰陽頭、率レ僚下、以レ三五穀、行レ供。(中略。黄牛や水火童女等)延暦遷都(平安京)之時、行レ此厭法。又貞観七年(八六五)、自レ弁官、御レ本宮。駐レ鳳輿、須臾之間、行レ厭法。仍、天徳四年、(村上天皇)遷レ御冷泉院之日、依レ天文博士賀茂保憲勸文、

行之。(後略)。

〔新儀式〕四・天皇遷御事。前掲⑨参照

また、次のような「天井の上」(前掲⑫参照)に置く、「符」以外の宅鎮の呪物もあった。藤原師実の花山院邸が吉平の呪符等により焼けずに現存することを述べた後、兼雅が修理した際に、人形等が出てきたこと、吉平の子孫らがその意味を知らず元に戻したことが見える。

⑭京極大殿(師実)の御時、大内の春宮町を模して(花山院を)造らしめ給ひて(伊予守(高階)秦仲朝臣之れを造る)後、今に焼けざる処なり。寝殿の上長押【或いは棟木、と云々】に七星の節有り、と云々。又た吉平朝臣之れに符するが故、と云々。故左府(兼(兼雅))の時、修理する間、天井の上より種々の呪物(多分の小社・人形等なり)を取り出ださる。吉平の末葉等に見せらるる処、此の物躰等、惣て習ひ伝へざる由を申す、と云々。仍りて、本の如く納め置かる、と云々。

〔古事談〕六一八、〔古事談抜書〕一三五

用語を整理しておくと、次のようになる。

表1 「厭法」「呪符」「厭物」

| 表記 | 意味   | 分類   |
|----|--|--|
| 厭法 | 相手を<br>おさえ<br>る・鎮<br>庄・制<br>圧する<br>法                 | (1)上記の意味全般。魔除け等も含む。③①『今昔』、⑤⑦『新猿楽記』。<br>(2)特に呪詛・のろい。「呪詛」(狭義では紙を使用)、「厭魅」(狭義では物)、「厭術」「陰陽の術」「外術」「蠱業」「のろひ」に同じ。それを行うことを「式を伏す」とも。⑥④等。<br>(3)特に地鎮・宅鎮の⑨「鎮法」に同じ。③③等。 |
| 符  | 呪術用<br>のふだ、<br>文字等<br>が書か<br>れた紙<br>や木簡<br>(桃札<br>等) | (1)一般的。⑤⑦「符法」も同じ。<br>(2)特に呪詛用の①⑥④⑤「厭符」、⑥④「厭式」、②⑩「符書」に同じ。<br>(3)特に宅鎮・地鎮用。⑫の「七十二星鎮」等。  |
| 厭物 | 呪術用<br>の物  | (1)呪詛用の「呪物」「呪詛の物」に同じ。土器・髪・餅・人形等。井戸や床下などに隠す。②⑦⑥②⑥⑥等。<br>(2)宅鎮・地鎮用。土器や小社・人形等。③④等。  |

「厭魅」は、②⑩賊盜律では「符書の呪詛」と区別されており、「人形」が例示されているので、狭義では、文字ではなく物に

よる呪詛を指す。

また、「厭物」の読み方は、「えふもつ」「えんもつ」か。③④「古事談」は「えふぶつ」で、繁田氏は「おぶつ」「おんぶつ」とされる。

### (三) 文学作品の呪詛の例

#### A 物語の呪詛

物語作者は「呪ふ」「呪ひ」「呪詛」の語を使用せずに呪詛を描いているとの繁田氏の指摘は、もつともである。但し、「呪ふ」「呪ひ」「呪詛」の使用例が、『伊勢物語』九六段「のろひをり」と『栄花物語』だけということはない。

『伊勢物語』九六段は、軽い凶事である「口舌」の語も見えず。男が去った女について、「天の逆手を打ちてなむのろひをるなる。むくつけきこと。人ののろひごととは、おもふものにあらむ、おもはぬものにやあらむ。『いまこそは見め』とぞいふなる」とあり、陰陽師が行うのではなく、自らのしぐさによる。『伊勢』三二段の「人をうけへば」も、呪詛である。

また、繁田氏が挙げられていない作品にも、呪詛はある。『うつほ物語』は、特に呪詛が散見する。

③⑤(源正頼が)「(前略)女はおしなべては、延命息災を旨として、ことにわきては、(娘の女御が)心のうちに、呪詛逃るべきことを祈願せさせたまへ」。行ひ人(忠)こそ、「命の盛りは、人の呪詛なども出ではべらぬものなり。業の尽きぬるときなむ、もの崇りなどはあるものなる。さはあ

りとも、つつしみたまふなむよきことなれば、いとよく祈願し申しはべらむ。ただ今も、熊野にまかり移るなり。(後略)」「(『うつほ』春日詣(1)二七四―二七五頁)

③⑥(中納言平正明が、左大将正頼に)「(前略)正明、何心なく、『げにあやしく、(正頼が東宮の花の宴に)参りたまはぬは、悩みたまふことやあらむ』と申ししかば、(偽あて宮と結婚したことを知らず自分は正頼の婿だと信じている)上野の宮大きにおどろきたまひて(中略)『いかがたいたいしきこと(正頼を呪詛するような発言)は、啓し申さざるべき。(貴方は)やむことなき家の男(正頼家の婿である私)が前にてだに、かく申しはべりたうべば、まして他の所にて、いかに呪詛、悪念深くはべりたうべらむ。かの左大将の朝臣を、あなたに呪詛したいまつるなり。天下にその大将を呪詛し殺したいまつりても、中納言の上多かり。さても人呪ふ人は、三年に死ぬるなり。大将いささかの足手のつづが(異常)もあらば、朝臣のする(貴方の呪詛が原因)と思はむ」と、切に怨じたまへば、東宮もいとあやしと思して(後略)」

③⑦(『うつほ』嵯峨の院(1)三二―三三頁)前者の「もの崇り」は、呪詛による崇りではない。崇るの「物」で、人ではない。また、よく「神仏の崇り」とも注されるが、上代の仏教公伝後などとは異なり、平安時代は北辰妙見菩薩のみ「仏」で、他は神・鬼・霊である。

後者は、呪詛した人間も三年以内に死ぬとある点が、後掲④⑧

の同話の『宇治拾遺物語』一〇一九などと類似し、注目される。

その他、蔵開上巻「太政大臣の君、はた大声を放ちて、夜昼  
拌み(藤壺あて宮を)呪ひ」(②四三五頁)、蔵開下巻「誓ひ呪  
ひぞせむ」(②五六七頁)。冗談の例、同「親とてありし人も(世  
を)呪ふやうに」(同・五九三頁)などの例がある。

次のように、呪詛の語句自体を用いない例もある。東宮の寵  
愛を独占したあて宮は、他の東宮の妃達に「盗人」「鬼」と罵  
られ、逆子が仕えて産死するようにと(当時実際にあったこと  
が窺える)、祈願されていた。その呪いを叶えてくれるはずの  
存在、つまり祈禱の担い手や対象が「恐らく民間の)陰陽師、  
巫、神、仏」である点も注目される。

③7(宮の君は、東宮の第四の若宮、自身の第三子を無事に産  
んだ寵妃あて宮を非難し)「誰かは、宮(東宮)にある人  
の限り、この盗人(あて宮)をよしといふ。人(あて宮)  
は幸ひの鬼にこそあめれ。ありとある限り、皇女にもおは  
せよ、上臈にもあれ、面やは(東宮に)見えたまへる。(東  
宮があて宮のいる藤壺に)夜昼入り居たまへれば、宮人ら  
は、上のも下のも、わび言をこそすなりしか。(中略)逆  
子さへて死なずなりにけむこそ、陰陽師、巫、神、仏もな  
き世なめれ。(後略)」(『うつほ』国譲中③一六四頁)  
『うつほ』は、平安中期の風俗の宝庫であり、高麗(渤海国)  
の相人や、難波・上巳・七瀬の各祓、女子誕生の際の守り刀の  
贈与を含め、「源氏」が種々趣向その他を学んだ先達でもある。

『落窪物語』では、継子いじめに対する報復の一環として移

徒当日に新造三条邸を調度ごと道頼に乗つ取られた継母らが、  
当惑し、「集まりてのろふ」しかできなかつた(卷三・二二九頁)。  
なお、落窪の姫君がいなくなつた後の、北の方が姫君を呪詛し  
ようと思ふ場面(卷二・一六九頁)については、「式」の語が  
用いられているので、後述する(後掲⑥)。

『住吉物語』では、中将が、継子いじめをされた姫君を、住  
吉から都に連れ帰り、相手は「田舎人」だと偽つて、夫婦とし  
て幸せに暮らす。無事を父中納言に知らせたいという姫君に、  
中将は、これは継母に呪詛されないようにするための措置で、  
いづれ知られようと言う。

③8中将殿、「継母、むくつけなる人にてあれば、心あはせた  
りと思ひて、神仏に呪ひたまはん。これは、つひに(父君  
に)聞こえんずれば、(貴女は)御心やすくおほしめせ」  
とあれば(『住吉』下巻・一二五頁)

『浜松中納言物語』では、『源氏』の弘徽殿女御の父右大臣  
に当たる「東宮の母」の「一(の)後の父、一(の)大臣」が、「楊貴妃」  
のように寵愛を独占する唐后のことを、「そねみて、この人、  
御思ひ(帝の寵愛)退くべきよしを、さまざまいろいろにのろ  
ひ」、唐后はさらに「あまたの人(他の后二人や女御十人)に  
のろはれて」、大病を患い、命が危うくなる(卷一・四四一四  
五頁)。

物語以外にも、『枕草子』に「のろふ二例(三段・一四〇段)。  
共に陰陽師による呪詛ではない)、二九段「心ゆくもの」に「呪  
詛の祓」が見える。

B 『栄花』『大鏡』の呪詛

繁田氏は『栄花』には四例とされたが、もう少し多い。④2以外は、基本的に、同性の嫉妬によるものである。続編には無い。

③9 こと（中宮安子崩御）しも（妹で村上天皇に寵愛された登子が）のろひなどしたまひつらんやうに聞こえなすも、いといとかたはらいいたし。〔『栄花』巻一・月の宴(1)五二頁〕

④0 〔前略〕いかによろづに（弟の兼家は）われを呪ふらん」などいふことをさへ、（兼通は）つねにのたまはせければ

〔『栄花』巻二・花山たづぬる中納言(1)九三頁〕

④1 〔花山天皇の祇子偏愛ぶりに対して、他の女御達が〕「久しからぬものなり」など、聞きにくく呪々しきことども多かり。  
〔同(1)一二六頁〕

④2 〔伊周らの罪状は〕太上天皇（花山院）を殺したてまつらむとしたる罪一つ、帝の御母后（詮子）を呪はせてまつりたる罪一つ、公よりほかの人いまだおこなはざる大元法を、私に隠しておこなはせたまへる罪

〔『栄花』巻五・うらうらの別(1)二四二頁。前掲②参照〕

十一世紀に入ると、「楊枝」（「櫛」に類似する）を隠す、貴船明神に祈るなど、具体的に語られるようになる。法成寺供養の末尾の「唐土の人は、人を呪ふとしては、『暇あれ』とこそはいふなれ」（巻十七・おむがく(2)二九五頁）のみ、仏事に関わる。

④3 〔教通室に憑いた死霊の他に〕貴船のおはするといみじう恐ろしき事どもあれど／（公任室が「巫女」<sup>かうなま</sup>）の口寄せで亡き娘と対面後）かくて二三日あるほどに、前相模守（平）

孝義といふ人参りて、「夢に見えたまひつる（富岡本「見たまふる」）ことこそさぶらひつれ。なほこの御有様（教通室の死去）は、人の仕まつりたることにこそあべけれ。御前の御座の下などを御覽せば、楊枝にてなん置きたると見えはべりつるなり。まことに楊枝さぶらはば、（呪詛は）まことこそは知らせたまはめ」と申せば（中略）御物の

け（「怪」を修正。以下、同様）などのことも、傳の殿（道綱）の北の方（雅信女、倫子同母妹、故人）のしわざといひて、（また）貴船のあらはれなどして、今さへさやうに言ふもかたはらいたく思さるれば、げにこのころぞ、（教通は）後悔しき大将とも聞えつべき。

〔『栄花』巻二十一・後くゐの大将(2)三八〇頁／三八四一三八五頁〕

④4 内（敦成、後一条天皇）の御惱のことありて、いと世の中もの騒がし。さまざまの御物のけどもいみじうこはし。関白殿わたり（道隆）、式部卿宮（敦康）さへ出でたまひて、いと恐ろしきこと多かるなかに、東宮（弟の敦良親王）の御乳母などの、貴船に祈り申したるなどいふことさへ御物のけ申すを、大宮（彰子）いと聞きにくく、かたはらいたく思さるべし。いかにいかにと思し嘆きつれど、いみじき御慎みども（除病の修法等）にておこたらせたまひぬ。

〔『栄花』巻二十七・ころものたま(3)七五頁〕  
貴船は、他に、頼通の病氣の際にも、具平親王の霊に先立つて現れた（巻十二・たまのむらぎく(2)一四頁。但し、後一条の

場合と異なり、史料で確認できない)。

なお前述の寛弘六年発覚の呪詛事件も(64)(65)(66参照)、『栄花』は対象を敦成に絞り、首謀者を儒家の高階明順(光子兄弟)に換え、次のように臚化して語っている。

④5 かかるほどに帥殿(伊周)のわたりより、若宮(敦成)をうたて申し思ひたまへるさまのこと、このころ出でて来て、いと聞きにくきこと多かるべし。まことにしもあらざめれど、それにつけてもけしからぬ事ども出でて来て、帥殿いと世の中すずろはしう思し嘆きけり。「明順が知ることにあり」など、大殿(道長)にも召して仰せられて、「かくあるまじき心な持たりそ。かく幼うおはしますとも、さべう生れたまへらば、四天王守りたてまつりたまふらん。(中略)まうとたちは、かくては天譴をかぶりなん。われもとかくも言ふべきことなることならず」とばかり、御前に召してのたまはせけるに、(明順は)いといみじう恐ろしくかたじけなしと、畏まりて、ともかくもえ述べ申さでまかでにけり。その後やがて心地悪しうなりて、五六日ばかりありて死にけり。

『栄花』卷八・はつはな(1)四三八―四三九頁

また長徳元年の成忠による呪詛は翁掲④6、さらに間接的に、「祈りたゆまず」とのみ示されていた(巻四・みはてぬゆめ(1)二一九頁)。

『大鏡』には二例、呪詛が見える。

一例目は、藤原元方の師輔に対する人形を用いた呪詛である。

後掲④7と共に、村上朝や一条朝ならぬ、院政期の呪詛の在り方が窺える。後付が甚だしい。

④6 元方民部卿の御孫(広平親王)、儲の君(東宮候補)にておはする頃、帝(村上)の御庚申させたまふに(中略)。元方と師輔も参つて「攤」を打ち、師輔が「この孕まれたまへる(安子が懐妊中の)御子(後の冷泉)、男におはしますべくは、調六(賽の目の六揃い)出で来」とて、打たせたまへりけるに、ただ一度に出てくるものか。(中略)。元方は機嫌が悪くなり、顔は青ざめていた)さて後に、霊に出でまして(悪霊となつて現れ)、「その夜(庚申の夜)やがて、(師輔の人形の)胸に釘はうちてき」とこそたまひけれ。

『大鏡』地・師輔・一六七頁

もう一例は、伊周が行った。符や物、神仏への祈禱のいづれでもない。

④7 (道長が御嶽詣直後、徹夜で「双六」をした際に)帥殿(伊周)のとかく居直り、足さし出でたまへる足の裏に、道長と書かれたるを、入道殿(道長が)見つけさせたまひて、筒尻つくやうにて、帥殿の足をいたくつかせたまひけり。かかる<sup>まじく</sup>悪業したまひて、さやは忘れたまふべき。心おはせぬ殿なりや。(『大鏡』地・道長・二六五頁。異本系のみ)自らの足で「道長」を踏みつける、まさに庄するというしくさによる。

以上、『落窪物語』を除き、「式」と関わる呪詛はない。

## C 説話集の呪詛

『江談抄』や『中外抄』『富家語』といった談話集には、呪詛は見当たらない。

『今昔』には、「物怪・怪・怪異」があり、陰陽師に「其の吉凶(祟り・物)を問ふ」という話が種々見られる。そのうち次の話では、式占に基づく物忌の日を狙って、呪詛が行われた。陰陽師による呪詛はこの一話のみで、「隠れ陰陽師」は、官人ではないが、法師陰陽師でもない。同話の『宇治拾遺物語』一〇一九「小槻茂助の事」では、呪ったほうも間もなく死んだとある。前掲③の「うつほ」などに近い。

④⑧ 而る間、彼の□(算の先生小槻某)が家に怪を為したりければ、其時の止事無き陰陽師に物を問に、極て重く可慎き由を占ひたり。其の可慎き日共を書出して取せたりければ、其日は門を強く差して、物忌して居たりけるに、彼の敵に思ひける者は験し有ける隠れ陰陽師を吉く語ひて、彼が必ず可死き態共(「宇治拾遺」まじわざ)を為させける。此事為る陰陽師の云く、「彼の人の物忌をして居たるは、可慎き日にこそ有なれ。然れば、其日咄ひ合せば、ぞ験は可有き也。其れに、己を具して其の家に御して呼び給へ。門は物忌なれば、よも不開。只音をだに聞てば必ず咄ふ験は有なむ」と。(後略。呼ばれて「遣戸」から顔を出してしまひ、陰陽師が顔と声で呪殺の秘術を尽くし、男は三日後に死んだ)

(『今昔』二四一八「陰陽の術を以つて人を殺す語」、『宇

## 治拾遺』一〇一九)

但しこの話は、呪詛と物忌が共に見えるものの、区別はできており、「日共」とあるように物忌の日が本来複数あることも見え、比較的正確である。式神も登場しない。

鎌倉初期の『古事談』には、藤原頼長が近衛院を呪詛したという話がある。後掲⑤「保元物語」では本人ではなく外戚が行った。なお「天の矢」は、⑤「将門記」の「神鎭」に類似するが、ここでは呪詛返しということになる。

④⑨ 宇治の左府(頼長)、近衛院を呪詛し奉らるる時、「古神祇の、官幣に預からざるや御坐する」と尋ねらるる間、愛太子竹明神(清滝)四所権現を尋ね出だし奉りて、之れに呪詛す。仍りて天皇崩じ給ひ畢んぬ。然れども左府、幾程を経ずして天の矢に中りて薨じ畢んぬ、と云々。

(『古事談』五一二二)

## D 軍記物語の呪詛

『将門記』における朝廷側の対応として、神職による、将門の人形を式盤の下に置く呪詛があった。

平将門が「坂東」で「新皇」と称した後の、都の対応を述べる記事に見える。式盤の下に将門の人形を置くのも呪詛行為であることを、山下氏が指摘されている。

⑤⑩ 仍て京官(朝廷)大いに驚き、京中騒動す。時に本天皇朱雀天皇、十日の命を仏天に請ひ、厥の内に名僧を七大寺に屈して、礼奠を八大明神に祭る。詔して曰く、「忝くも天位を膺けて、幸ひにも鴻基を纂げり。而も将門、濫悪を

力と為して国位を奪はんと欲す、てへり。昨此の奏を聞く、今は必ず来たらむと欲すらむ。早く名神に饗して、此の邪悪を停めたまへ。速やかに仏力を仰ぎて、彼の賊難を払ひたまへ」と。乃ち本皇、位(玉座)を下りて、二の掌を額の上に撰りて、百官潔斎して、千たびの祈りを仁祠に請ふ。況むや復た山々の阿闍梨は邪滅悪滅の法を修す。社々の神祇官(神職)は頓死頓滅の式(式神)を祭る。一七(七日)の間に、焼く所の芥子は七斛に余り有り。供ふる所の祭新は五色幾ぞ。悪鬼(将門)の名号を大壇の中に焼く。賊人(将門)の形像を棘(棗)楓の下に着く。五大力尊(五壇法の五大明王)は侍者を東土(坂東)に遣はす。八大尊官(黄幡・豹尾を含む八将神)は神の鎬を賊(将門)の方に放つ。而る間に、天神は嘯嘖とくちひそむで賊類(将門)非分の望を誘ふ。地類(地祇)は呵嘖して悪王(将門)不便の念ひを憎む。／(平)貞盛、(藤原)秀郷等、相語りて云ふ、(前略)坂東の宏蠹(木喰い虫)、外土の毒蟒(大蛇)も、之より甚だしきは莫し。昔聞きしかば、靈蛇を斬りて九野を鎮め、長蛇を剪りて四海を清むと。(漢書に曰く、(切り殺された)靈蛇は蚩尤②⑦参照)の名なり。(後略)(中略)大分貞盛等、命を公に奉りて将に件の敵を撃たむ」と。爰に新皇(将門)甲冑を着て、駿馬を疾めて躬自ら相戦ふ。現に天罰有りて、馬は風のごとく飛ぶの歩みを忘れ、人(将門)は梨老が術を失へり。新皇は暗に神鎬の中に、終に涿鹿(河北省の県名)の野に戦ひて、独り蚩尤

の地に滅びぬ(独滅蚩尤之地)。

〔将門記〕七二一七三頁／八〇頁／八三頁)

神仏への祈りが対句で描かれているが、末尾には天神地祇のみが繰り返されるように、「仏」よりも「神」が重視されている。実際には撰政藤原忠平の指揮の下、伊勢神宮以下の諸社奉幣を行ったが、『将門記』には朝廷側が祈る対象としてすら、「伊勢」は明示されていない。逆に、具注暦や『医心方』等にも見えるが主に平安後期以降に信仰される八将神、式神など、陰陽道の神々が見える点特徴的である。正統的な神祇信仰ではなく、陰陽道と習合した「神」が重視された軍記物語と言える。<sup>13)</sup>

八将神は方角神だが、山下氏紹介の『九曜秘曆』(後掲⑤)によると、このうちの黄幡・豹尾が「式神」の天岡(天罡・天罡・天剛)・河魁に当たるといふ。この八将神が放った「神鎬」に当たって将門は死ぬ。式盤・式神・呪詛の關係は後述する。

『保元物語』では、崇徳院(第七十五代)と、その皇子の重仁親王が近衛天皇(第七十六代)を、藤原盛意・経憲が近衛天皇と美福門院を、崇徳院が三井寺僧によって後白河天皇(第七十七代)を呪詛したとある。

⑤この四宮(後白河)と申すは、故待賢門院(鳥羽中宮璋子)の御腹なれば、新院(崇徳、鳥羽一宮)と同胞一腹の御兄弟なり。されば、女院(美福門院、鳥羽皇后得子)の御為にはいづれも継子にたまはせども、「新院・重仁親王の呪詛深きゆゑに、近衛院(得子所生九宮)隠れさせたまひぬ」とささやき申す方もありければ、美福門院、その御恨

み深くして、法皇（鳥羽）にとかく執り申させたまひて、四宮を御位に即け進らさせたまふぞ心憂き。

〔保元〕上「後白河院御即位の事」二二八頁

⑤②「東三条（崇徳院御所）にて、秘法行ひ、朝家（後白河）を呪詛し奉る者あり」と聞こえけるあひだ、下野守（源）義朝をもつて、召し進らすべき由仰せ下さる。（中略）角振・隼の御社を過ぎて、先館の泉の鱗はだを立立てて行ふ僧あり。三井寺法師に相模阿闍梨勝尊といふ者なり。

〔保元〕上「新院御謀叛並びに調伏の事付けたり内府意見の事」二三八頁

⑤③その中に、盛憲・経憲は、左府（頼長）の外戚なれば、事の趣をも存知し、近衛院・美福門院を呪詛し奉り、後徳大寺を焼きたりし事をも知りたるらんとて

〔保元〕中「謀叛人召し捕らるる事」三二四頁

『平治物語』にも、下「頼朝遠流に宥めらるる事付けたり呉越戦ひの事」に、平宗清が源頼朝に「池禪尼」への命乞いを勧める際、「（貴方は）一年、山法師の呪詛にて空しくなりたまひし右馬助家盛（池禪尼所生の忠盛次男）の御姿に、少しも違はせたまはず候へば」と述べている（五四三頁）。⑤②では三井寺の僧の呪詛だが、家盛の死は、比叡山延暦寺の僧の呪詛によるという。十二世紀以降、僧による呪詛が目立つようになるのは、寺院勢力の拡大と無縁ではない。

#### 四、式神

（一）当初の式神とは

式神は、冒頭でも述べたように、陰陽師が自在に使役する人々に考えられていた鬼神で、陰陽師の占術及び呪術の能力の象徴的存在である。『今昔』『続古事談』では「識神ししじん」とも書かれている。本来、「式」（式盤）の天盤に刻まれた神々の十二月将を指し、呪詛と占術に関わる。さらに眷属神としての性格が明確化し、姿が「童子」や「鳥」などに可視化されるなど具体化して、中世には、仏教の十二神将とも習合した。さらに、「反閨」を通じて、地中の神土公神の崇りと、式神による呪詛とが混同された。以下、このことを具体的に見ておきたい。

式盤を用いた占いでは、不可解や未知・不可知の事を明らかにすることができた。また、「厭式」とも呼ばれる呪符や、呪物による呪詛は、対象を鎮圧する・鎮める力があつた。「式盤」そのものも、呪詛に用いられたようである（⑤④『将門記』）。このような「式盤」の神々が持つ目に見えない霊力・呪力や、またそれを操り、占いを的中させ人の命を左右できる陰陽師に対する畏怖心や驚嘆が、式神の存在を受け入れる背景にあつたと考えられる。

式神の起源や正体については、諸説あつた。

例えば、繁田氏は、寛弘六年の道長呪詛事件の際の「僧円能等を勘問せる日記」（後掲⑥④）に呪詛用に作った呪符「厭符」を「厭式」とも表記していることや、「式を伏す」の句などから、

式神ニ厭物（呪詛用の呪物。符が含まれるようである）とされている。鈴木一馨氏も、呪詛を行う手段として作り出された霊的なものとされた。<sup>④</sup>

一方、村山修一氏は、呪詛に限定せず、式占を掌る神とされ、諏訪春雄氏は、物に内在する呪力を利用した呪術と、下級の眷属神という二つの性格を持つとされた。<sup>⑤</sup>

近年、山下氏が、次のように史料を紹介し、十二月将と特定されている（ルビ・傍点は山下氏、傍線は引用者）。

一〇世紀前半、潤底隱者（延暦寺東塔の僧業恒）が北斗信仰に関連する仏典・天文書・五行書などの典籍を引用して著した『北斗護摩集』（東寺觀智院藏）に興味深い証言がある。その第十五には、『九曜秘曆』から、（中略。後掲<sup>④</sup>前半に同じ）と、つまり九曜の羅睺と計都は悪星で暦の八将神の黄幡・豹尾であり、ともに殺気があり、陰陽家十二神の天岡・河魁でもあるとの説を引き、業恒自身は、陰陽家の十二神将中、河魁・天岡の二神を以て悪毒猛将の神となす。式を封じ、厭鎮するとき、この二神を以て猛将となすなり。

と注している。これにより六壬式盤の十二月将（中略）が式神で、とくにその中の二月将河魁と八月将天岡（剛）とが「悪毒の猛将」だというのである。その用法についても「式を封じ厭鎮する」、すなわち式神を封じ込めまじない鎮めるといふ。では何を目的として河魁や天岡などの式神をまじない鎮めるのか。（後略。呪詛との関係など）

式神は、西暦千年頃からではなく、陰陽道の初期の十世紀の最初、つまり陰陽道の成立期から、呪詛と結びついていたわけである。但し、後述するように、式占との関係もあつたことは否定できない。また、「鎮める」の目的語は式神ではなく、呪詛の相手と考えられる。

『北斗護摩集』（東寺觀智院金剛藏藏の平安後期から鎌倉初期の写本）そのものは未見なので、それを引いた、室町時代の泉宝の『大日經疏演奥鈔』を挙げておく。觀智院は泉宝の創建である。

④或記（『北斗護摩集』云（開底隱者集）、『九曜秘曆』云、『羅睺、此翻月障（蝕）。此星、在天上、曰羅睺。惡星也。在地、為黃幢一也。羅睺、在殺氣、為天岡。計都、此翻彗星。此星、在天上、曰計都。惡星也。在地為豹尾。計都、在殺氣、為河魁』云云。又有記云、『天岡者、是辰神。即文殊師利菩薩也。河魁者、是戌神。即觀自在菩薩也。若準此義、二陰星、是文殊・觀音等之化応哉（陰陽之家、十二神中、以河魁・天岡二神、而為惡毒猛將之神。封式、厭鎮之時、以此二神、為猛將也）』云云。已上『北斗集』。

『大日經疏演奥鈔』二陰星本地）  
つまり、次のような関係である。

表2 二隱星と八將軍・十二月將(十二神)等の対応

|       |        |          |     |    |
|-------|--------|----------|-----|----|
| 九曜(天) | 八將神(地) | 十二月將(式神) | 十二支 | 菩薩 |
| 羅睺    | 黃幡     | 八月將 天岡   | 辰   | 文殊 |
| 計都    | 豹尾     | 二月將 河魁   | 戌   | 觀音 |

右の史料を指摘されたのは山下氏が初めてだが、村山氏が夙に、式神は式占を掌る神として祭つたもので、二神とされるのは天地両盤に対応しており、地盤上に配せられる十二神將から来るもので、靈劍の十二神と同じと述べられていた(一三五頁)。ほぼその通りだが、十二月將ではなく、天盤に刻まれた十二月將であることが確認されたのである。

『將門記』(前掲50)の「式に祈る」は、もし成立が乱の直後であれば、『北斗集』に続く。

山下氏は、さらに次の史料なども指摘され、前者の陰陽このすけみちの行か権助文武兼が行つた太一式祭について、「太一式盤と関わる祭祀であらう」とされる。

⑤⑤召(出雲) 惟香・武兼、問下可<sub>レ</sub>兵乱事。武兼、申云、太一式祭、尤可<sub>レ</sub>宜者。仰下可<sub>レ</sub>奉仕状了。/太一式、於<sub>二</sub>八省院修。武兼。/召賀茂忠行、仰若有<sub>レ</sub>功者、殊可<sub>レ</sub>賞之事。

〔貞信公記〕天慶二年(九三九)三月二十二日条/五月十六日条/同年十二月三十日条

太一式盤の天盤に刻されたと考えられる太一式十二神のうち、

「呂申(寅)・大陽(辰)・陰主(戌)」は、「功曹・天岡・河魁」に相当することからも、式神を祭つた例と考えてよからう。

その後の式神の例に、西暦千年前後の後掲⑥「落窪物語」、⑤⑥「枕草子」、⑥②「編年小記目録」があり、以後は院政期の⑤⑦「新猿楽記」、⑤⑨「天鏡」や、⑥⑥⑦「今昔」以下の説話集が続く。文学作品がほとんどで、日記の本文には見えない。

## (二) 占術(式占)との関わり

先に、式占との関わりから取り上げる。呪詛との関係のみに限定する説もあるが、「式占を掌る神で、占者の願使に従うもの」(『古事類苑』方技部七・式占)でもある。

「式占」は、上代は太一(太乙)式・遁甲式・雷公式が用いられたが、陰陽道では専ら六壬式を用いた。当時の用語では、「六壬占」である。主に怪異(物怪)や病などの時に、その意味・原因を明らかにした。「怪異占」では、「病事」を慎めと出る場合があるが、それは命が危ういということである。また、式占を行うべき怪異を起すのは、植物や建物などもあるが、鳥獸が多く、鳥が最も多かった。

「式盤」は、陰陽師の所有物であり、天盤を回転させ、組合せ結果から、諸事を判断した(「推断」「之を推す」)。

天盤：上側。円形。楓製。中央に北斗七星が、周圍に、十二月將、十干十二支、二十八宿しほくが刻まれている。  
地盤：下側。方形。棗製。八卦八門、八干(戊・己以外)、十二支、二十八宿、三十六禽(鳥獸名)が刻まれて

いる。

盤面には無い「十二天将」も用いた。具体的には次の通りである。仏教の薬師如来の眷属である「十二神将」との対応も示しておく(表4参照)。

表3 十二天将・十二月将(十二神)・十二神将の対応

|     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 節月  | 正月  | 二月  | 三月  | 四月  | 五月  | 六月  |
| 天将  | 天一  | 騰蛇  | 朱雀  | 六合  | 勾陳  | 青龍  |
| 月将  | 微明  | 河魁  | 從魁  | 伝送  | 小吉  | 勝先  |
| 十二支 | 亥   | 戌   | 酉   | 申   | 未   | 午   |
| 神将  | 金毘羅 | 和耆羅 | 弥佐羅 | 安陀羅 | 摩尼羅 | 宗藍羅 |
| 節月  | 七月  | 八月  | 九月  | 十月  | 十一月 | 十二月 |
| 天将  | 天空  | 白虎  | 太歳  | 玄武  | 太陰  | 天后  |
| 月将  | 太一  | 天岡  | 大衝  | 功曹  | 大吉  | 神后  |
| 十二支 | 巳   | 辰   | 卯   | 寅   | 丑   | 子   |
| 神将  | 因陀羅 | 婆耶羅 | 摩休羅 | 真陀羅 | 昭頭羅 | 毘伽羅 |

陰陽師の式占に対する「神」業との認識は、例えば『権記』寛弘八年五月九日条「(賀茂)光栄之占、如指<sub>レ</sub>掌。可<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>神也(掌を指すが如し。神と謂ふべきなり)」があり、式盤そのものへの畏怖としては、『左経記』長元元年(一〇二八)四月五日条に、川人の太一式盤が「靈物」と称賛された例がある。さて、式神が確かに式占・式盤と関わる事がわかる記事が二例ある。

『枕草子』の「式の神」は、現存文献中、⑤④に続く早い例で

ある。初出仕直後の春浅い時期、清少納言は、定子の「ただすの神」を詠み込み真意を問いただす歌への返歌で、無実を訴え、最後に、「式の神もおのづから(宮様に対する私の忠誠心の有無、私の行為の真意は、式の神がおのずと明らかにしてくれることでしょう)」と添えた。

⑤④物など仰せられて、「われをば思ふや」と問はせたまふ。御いらへに「いかがは」と啓するに合はせて、台盤所の方に鼻をいと高うひたれば、「あな心憂。そら言を言ふなりけり。よしよし」とて奥へ入らせたまひぬ。(中略)ともかくもえ啓し返さで、明けぬれば下りたるすなはち、浅緑なる薄様に艶なる文を「これ」とて来たる、あけて見れば

いかにしていかに知らまし いつはりを空にただすの  
神なかりせば となむ御けしきは。

とあるに、めでたくもくちをしようも思ひ乱るるにも、なほ昨夜の人ぞねたくにくままほしき。

うささこさ それにもよらぬはな(花・鼻)ゆ糸に  
うき身のほどを見るぞわびしき

なほこればかり啓しなほさせ給へ。式の神もおのづから。いとかしこし。とてまゐらせて後にも、へうたて、をりしもなどてさはたありけむ」といと嘆かし。

(『枕草子』一七七段「宮に初めて参りたる頃」)

清少納言の初出仕は、正暦四年(九九三)の寒中である。事件年次と執筆時期は別で、寛弘年間までの加筆が確かだが、「し

きの神」は、事件当時からのものと考えられる。

定子は、清少納言が出仕直後、恥ずかしさのために夜しか参上しないので、役の小角に仕えた夜しか働かない「葛城の神」(一言主の神)に喩えた。その後しばらくして、「ただすの神」を用い、清少納言の忠誠心を確かめる歌を送った。「ただすの神」は、当時の例歌に、下鴨の祭神と、一般的な真偽を糺す神の両義が見られる。「しきの神」は、それへの返歌に添えた言葉であり、三つの「神」が関連しているので、後補ではないと考えられるのである。神祇信仰における真理を明らかにする「ただすの神」に対し、「しきの神」という陰陽道における糺すの神で応じた。式盤・式占の神であり、呪詛とは無関係である。

次の藤原明衡編『新猿楽記』でも、天盤の「十二神将」や地盤の「三十六禽」を操る(進退・前後)という陰陽師の占術能力の続きで、「式神を仕ひ」と記している。式盤の使用とも、式神の使役とも、解せる表現である。「式神を仕ひ、符法を造す」が対句ではあるが、「式神」が占術と呪術能力への繋ぎの位置にあることも確かである。

⑤⑦十の君の夫は、陰陽の先生賀茂道世なり。金匱經・板機經・神枢靈轄等不審するところなし。四課三伝明々多々なり。覆物を占ふことは目に見ることし。物怪を推することは、掌を指すがごとし。十二神将を進退し、三十六禽を前後す。式神を仕ひ、符法を造りて、鬼神の目を開閉し、男女の魂を出入す。凡そ都覧反閑に術を究め、祭祀解除に験を致す。地鎮・謝罪・呪術・厭法等の上手なり。吉備大臣七佐法王

の道を習ひ伝へたる者なり。しかのみならず、注暦天文図・宿耀地判経、またもて了々分明なり。所以に形は人体を棄けたりといへども、心は鬼神に通達す。身は世間に住すといへども、神は天地に経緯たり。

『新猿楽記』十君夫・賀茂道世  
「符法」(呪符)以下、呪術との関わりは後述する。陰陽師に使役されるものとして式神が見え、陰陽師は鬼神を操り、自身も鬼神に近い存在とされている。

なお「十二神将」について、村山氏は「十二天将」のこととされるが、地盤の「三十六禽」との対からも、「十二月将」であろう。『江談抄』二一一八「六壬占の天番、二十八宿、天に在るべくして地番に在るは不審なる語」の「地番は十二神在るべきに、天番に在るはいかん」でも、「天盤」の「十二月将」を、「十二神」と呼んでいる。

『新猿楽記』の「十二神将」は、仏教の守護神の「十二神将」ではなかったが、『源平盛衰記』では習合して、清明の使役する「識神」そのものとして、一条戻橋の下に封じられ、橋占に関わっている。頭注には、「薬師如来の眷属。昼夜十二時の御法神でもある」と見える。

⑤⑧一条戻橋と云は、昔安部晴明が天文の淵源を極て、十二神将を仕にけるが、其妻職神の貞に畏ければ、彼十二神を橋の下に呪し置て、用事の時は召仕けり。是にて吉凶の橋占を尋問ば、必職神人の口に移りて善悪を示すと申す。されば十二人の童部とは、十二神将の化現なるべし。

〔源平盛衰記〕卷十「中宮御産事」

この話は、式神が陰陽師に使役されること、「呪」と共に「下」に隠される存在であること、さらに式占ではないが「橋占」という占術に関わることが看過できない。

また、右や『今昔』などの式神を指す「識神」という語も、認識する、よくわかつている神の意で、呪詛よりも占いに基づくと考えられるのである。

### (三) 従者・眷属としての式神

⑤7の『新猿楽記』以降の式神の例では、従者・眷属としての性格が明確化している。院政期の『大鏡』や『今昔』の式神説話は、いずれも清明に関わる。雑用を務め、付き従った。⑤8『盛衰記』も同様である。

⑤9 (藤原道兼が天皇を) 土御門(上東門)より東さまに率て出だしまゐらせたまふに、清明が家の前をわたらせたまへば、みづからの声にて、手をおびたたしく、はたはたと打ちて、「帝王おりさせたまふと見ゆる天変ありつるが、すでになりにけりと見ゆるかな。まゐりて奏せむ。車に装束せよ」といふ声聞かせたまひけむ、さりとあはれには思し召しけむかし。「且、式神一人内裏にまゐれ」と申しければ、目には見えぬものの、戸をおしあけて、御後(天皇の後姿)をや見まゐらせけむ、「ただ今、これより過ぎさせおはしますめり」といらへけりとかや。その家、土御門町口なれば、御道なりけり。〔大鏡〕花山院・六四頁

右は、使役や従属以外に、姿は見えないこと、声は聞こえること、複数のことが、注目される。占術とは関係が無いが、呪詛とも無関係である。

『今昔』二四一―一六は、前述したように、若い清明の見鬼の能力を受けての忠行の隠身の話(前掲①9)と、式神に関わる三つの話に分けることができる。三つのうち、間の呪詛の話は後述する。清明は、自らの式神を使役させるだけでなく、他の陰陽師の式神を見破ることも、隠すこともできたという。

⑥0 此清明が家は、土御門よりは北、西の洞院よりは東也。其家に清明が居たりける時、老いたる僧来ぬ。共十余歳許なる童二人を具したり。(中略。「幡磨国」から「陰陽の方」を習いに来たと言ったが、自分を試そうとしていることを見破り)「此法師の共なる二人の童は識神に(式神が)仕て来たるなり。若し識神ならば忽に召し隠せ」と心の内に念じて、袖の内に二の手を引入て、印を結、蜜に呪を読む。(中略。僧が童達の不在に気づき、清明の元に戻つてきて謝罪した)袖に手を引入て、物を読む様にして暫く有ければ、外の方より此童部二人乍ら走入て、法師の前に出来たりけり。其の時に法師の云く、「誠に止事無く御座す由を承はりて、「試み奉らむ」と思給へて、参り候つる也。其に、識神は古より仕ふ事は安く候ふなり。人の仕たるを隠す事は更に可有くも不候は。穴忝。今より偏に御弟子にて候はむ」と云て、忽に名符を書てなむ取せたりける。(中略。後掲⑥7) 此清明は、家の内に人無き時は識神を仕けるにや

有けむ、人も無きに、<sup>七五</sup>部上げ下す事なむ有りける。門も差す人も無かりけるに、被差なむど有ける。此様に希有の事共多かりとなむ語り伝ふる。其の孫于今公に仕て、止事無くて有り。其土御門の家も伝はりの所にて有り。其孫近く成まで識神の音などは聞けり。然れば、瀬晴明尚只者には非りけりとなむ語り伝へたとや。

〔今昔二四一六〕安倍晴明、忠行に随ひて道を習ふ語、  
『宇治拾遺』一一一三「続晴明、蛙を殺す事」

陰陽師が、このような素早い動きを見せる少年の従者を、助手として使役していたことは事実である。『枕草子』二八一段「陰陽師の元なる小童べこそ」は、「祓へ」の時に、主人（官人陰陽師）の意向を察知して、無言のまま素早く次の行動を取る、少年一人の姿を描く（直後の二八〇段が、定子の意向を清少納言が素早く察知し、簾を上げて雪景色を見せた「香炉峰の雪」の段である）。

繁田氏は、この少年を、式神の一例とされ、清少納言が、少年を式神だと認識していたと解釈されているが、それは、『枕草子』の文脈からも、他の章段に見られる清少納言の現実的な考え方からも、無理である。

むしろ逆に、この少年や、前述の法師陰陽師の円能に仕えた「物部系丸」（後掲⑥）、『春日権現靈験記絵』の祓をして帰る老法師に伴い、右手に松明を掲げる少年を含め、官民間わず陰陽師に従っていた生身の有能な「童子」達の存在が、院政期の式神（職神）の具体化・実体化を促したと考えられる。なお院

政期は、狐（狸も）も、男女を問わず人に化すという認識、変化観が一般化した時期でもある。つまり、少年の姿をしていても、実は変化の物であるということが、受け入れられやすい風潮があった。

また二人の従者、特に⑥のような二人の少年の従者という点では、諏訪氏が、仏教や道教における一对の下級の眷属神などを、式神のモデルとして指摘されている。

仏教には、制吒迦・矜羯羅といった使役型の「護法童子」がいる。密教験者が法力で呼び出し、物の気などを縛らせ、退散させた。普通は目に見えない童形の鬼神である。『枕草子』二三段「護法もつかねば」、『紫式部集』四四「鬼になりたる本の妻を小法師の縛りたるかたかきて」など、文学作品にも散見する。

また道教には、『神仙伝』劉根伝などに見える、仙人が使役する役鬼がいる。多くは護符によつて呼び出され、姿は見えない場合もあり、見える場合は武装した兵士姿だという。まさに『不動利益縁起絵巻』『泣不動縁起絵巻』などの絵巻に描かれた式神の姿である。多くは妖怪・幽鬼退治に活躍するが、仙人の身の回りの雑事にも奉仕すると、諏訪氏が紹介されている。

以上のように、陰陽師の実在の少年従者、人に化すモノ達、仏教や道教の（一对の）眷属神などの存在が、陰陽師の操る物（式盤や後述の呪符・呪物）に宿る、目には見えない神を、可視化することを促した。

(四) 式神と呪詛、「式を伏す」「厭式」

——陰陽師に使役される物・操られる物として

式神は、前述したように占術にも関わり、呪術に限定はできないのだが、呪術に関わることも確かである。

山下氏が指摘された前掲⑤の呪符に続くのが、前掲⑤「将門記」の「社々の神祇官は頓死頓滅の式を祭る。(中略) 八大尊官は神の鎭を賊の方に放つ」である。陰陽師が使役して呪詛に使う式神を祭る意、とする諸注釈書の通りだが、式神と「八大尊官」は直接関係があった。式神は使役され、隠されるのが基本であり、⑤は祭られたことを明記する点が珍しい(式盤によつて呪詛の対象の人形を圧する点も独特である)。十一世紀以降は、陰陽師に使役される性格が強まるので、式神が祭られている点に注目すると、『将門記』の成立年次は、事件年次とあまり隔たらない可能性が高い(そうでない場合はかなり下るのではないか)。

また繁田氏が、呪詛の例として、以下の諸例を挙げられている。式神の存在は見えないが、『権記』や『日本紀略』の記事も見ておく。

⑥(落窪の姫君が失踪したことによる「装束」の質の低下と、「面白駒」と相婿になったことで、藏人の少将が三の君から離れ始め) 北の方、落窪のなきをねたういみじう、(い)かで、くやつのためにまがまがしき気せむ

(底本の安田文庫本は「まはししきふせん」と惑ひたまふ。(『落窪物語』巻二・一六九頁)

「まはししきふせん」の「まはし」は未詳だが、後半は「式伏せん」であろう。

「式を伏す」は、後掲の⑦『宇治拾遺』二一八「晴明、藏人少将を封ずる事」(繁田氏も指摘)や、⑧『古事談』三一七四の「鳥羽院初度の相撲」にも見える。『古今和歌集』恋三・六三二の詞書「人を伏せて守らすれば」などが、参考になる(『伊勢物語』五段は「人をすゑて」。見えないようにこつそりと置く、潜ませることを「伏す」と言う。呪符も呪物も、共に井戸の中や床下など、見えない場所に置いた。宅鎮や地鎮でも、地面に埋めた(前掲⑫)。説話には、後述の⑦『宇治拾遺』一四一〇などのように、陰陽師が地中の厭物を見つけないという話がある。中身を言い当てる「覆物」の式占も、見えない物を陰陽師が管理・支配する発想に影響しているのだろう。いずれにしても、呪符・呪物は、「伏す」「隠す」物である。

次の日記や目録の例は、『落窪』の成立時期に近い。

⑥(五)月(中略)八(日)、左府(道長)所惱、式神所<sub>レ</sub>致云々事(左府の所惱は式神の致す所と云々の事)。九(日)、左府家中、出<sub>三</sub>厭物<sub>一</sub>事。十一(日)、拷<sub>レ</sub>訊呪詛者安正<sub>二</sub>事。十八(日)、呪詛男、自<sub>レ</sub>獄所被<sub>三</sub>召出<sub>一</sub>事。(中略)六(月)五(日)呪詛人安正、死<sub>二</sub>去獄中<sub>一</sub>事。／長保二年五月九日、左府家中、出<sub>三</sub>厭物<sub>一</sub>事。(中略)同年同月八日、左府所惱、式神所<sub>レ</sub>致云々事。

(『編年小記目録』長保二年条／『小記目録』第二十・御惱事・臣下)

⑥3 奏<sub>下</sub>左大臣令<sub>レ</sub>申病惱間、有<sub>レ</sub>厭魅・呪詛事<sub>二</sub>之由<sub>一</sub>、若及天聽<sub>レ</sub>歟云々。仰云、云々。事其<sub>レ</sub>甚<sub>レ</sub>繁碎、仍不<sub>レ</sub>記。／早旦、參<sub>レ</sub>左府<sub>一</sub>。(中略)又丞相、命<sub>レ</sub>雜事<sub>一</sub>(邪氣・厭物等事也)。

〔權記〕長保二年五月十一日条／十四日条  
長保二年、道長は四月下旬に発病して、その後、物の気により錯乱状態に陥り、上表したり頼通の将来を行成に頼んだりしたが、六月には全快した。五月は、特に病状が悪化した時期である。『枕草子』二二四段「三条の宮におはしますころ」は、この年の端午を描く。

一方「榮花」は、道長の大病を翌年に移して、晴明・光榮の転地療養の勧めで全快したとし(巻七・とりべ野(1)三三四―三三五頁)、その年に産死や病死する藤原道綱室や詮子との明暗を対比的に語り、長保二年五月については、彰子立后後にふさわしい「藤壺」(史実は一条院内裏の東北の対が御在所)での晴れやかな端午の様子を語る(巻六・かかやく藤壺(1)三二六頁)。その長保二年五月の⑥2が、日記中の唯一の「式神」の例である。元の「小右記」の記事は現存しない。⑥3『權記』からも、ここでの「式神」は、「厭物」を指すとわかる。

また、前述した寛弘五年末に行われ、六年正月に発覚した道長・彰子・敦成呪詛事件は、円能の勘文に「厭符」「厭式」「呪符」が見える。円能は、呪詛用の符を作った。⑥6の『日本紀略』のみ「厭物」と記すが、これは繁田の言われる通り、後代のものであり、間違いであろう。また、「式神」の語は見えないが、「呪符」「厭符」と同義の「厭式」の語がある。「式」を含むこ

とから、当初の⑥4にあったように、「厭物」だけでなく、「厭符」も「式神」に当たることが確認できる。

⑥4『今年二月五日勘問円能等日記』云、問<sub>レ</sub>円能云、「作<sub>レ</sub>厭式、奉<sub>レ</sub>呪詛中宮・若宮并左大臣<sub>二</sub>之由<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>実弁申、如何」。円能、申云、「依<sub>レ</sub>伊予守公行朝臣妻宣旨云人(光子)語、奉<sub>レ</sub>呪詛<sub>二</sub>之由<sub>一</sub>、昨日被<sub>レ</sub>勘問<sub>二</sub>之次<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>実弁申、先了」と申。(中略)円能、申云、「先者、民部大輔源朝臣方理なむ相語侍し。去年十二月中旬比也。宣旨者、同月下旬許になむ語侍し。厭符は二枚也。一枚は度<sub>二</sub>宣旨侍<sub>一</sub>き。一枚は為<sub>レ</sub>度<sub>二</sub>方理朝臣<sub>一</sub>、持<sub>レ</sub>向彼宅<sub>一</sub>。而方理朝臣、他行。妻になむ具依<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>其事<sub>一</sub>て、預<sub>レ</sub>侍りし。禄には紅花染樹一領なむ令<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>侍し。宣旨禄は給<sub>レ</sub>は絹一疋也」と申。復問云、「円能が外、相<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>此事<sub>二</sub>之陰陽師<sub>一</sub>、幾侍し。又有<sub>レ</sub>驗<sub>二</sub>之寺社<sub>一</sub>及可<sub>レ</sub>然之所々に成<sub>レ</sub>此厭法<sub>一</sub>乎、重弁申、如何」。(中略)問<sub>レ</sub>妙延云、「(中略)及厭符等を埋置所々、弁申、如何」。(中略)問<sub>レ</sub>糸丸云、「師僧円能、作<sub>レ</sub>厭符<sub>一</sub>て、奉<sub>レ</sub>呪詛中宮・若宮并左大臣<sub>二</sub>之由<sub>一</sub>、汝、為<sub>レ</sub>彼童子<sub>一</sub>て、可<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>此事<sub>一</sub>。依<sub>レ</sub>実弁申、如何」。糸丸、申云(後略)

〔政事要略〕巻七十・糾彈雜事・蠱毒厭魅及巫覡等事「勘申散位源朝臣為文・民部大輔同方理・伊予守佐伯朝臣公行妻及方理朝臣妻・僧円能等罪名事」

⑥5 一日丁亥、詣<sub>レ</sub>左府<sub>一</sub>。被<sub>レ</sub>示<sub>レ</sub>昨自<sub>レ</sub>内(内裏)持<sub>レ</sub>来<sub>レ</sub>厭符<sub>一</sub>。是、為<sub>レ</sub>帝皇之后<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>若宮<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>也云々。事多<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>載。退出。後聞播磨介(姓未詳)明賢・民部大輔方理等、成<sub>レ</sub>

恐退出云々。／四日庚寅、祈年祭。中宮厭等行法師師能捕出。有<sub>下</sub>所<sub>上</sub>指申<sub>上</sub>事等<sub>上</sub>云々。五日辛卯(省略)。

〔権記〕寛弘六年二月条。廿日条にも関連記事あり。  
⑥⑥卅日丙戌、奉<sub>三</sub>呪<sub>三</sub>詛<sub>三</sub>中宮并第二親王(敦成)厭物、出来。

二月(中略)四日庚寅、祈年祭。五日辛卯、大原野祭。今日、於<sub>二</sub>左近馬場、被<sub>下</sub>勸<sub>中</sub>問奉<sub>上</sub>呪<sub>三</sub>詛<sub>三</sub>中宮并第二親王・左大臣<sub>陰陽法師源念<sub>上</sub></sub>。又(後略)

〔日本紀略〕寛弘六年正月・二月条。廿日条に関連記事(これらの例に続くのが、前掲⑥『新猿樂記』の「式神を仕ひ、符法を造る」である。「符法」は呪符で、前述したように、宅鎮などもあるが、呪詛用の「厭符」もある。官人の陰陽師「賀茂道世」賀茂道言・道平がモデルの架空の人物の紹介なので、恐らく明衡は呪詛とは考えていなかったであろうが、読者がそう解釈する余地はあった。また、その続きに、陰陽師は「鬼神」を操るとあり、陰陽師自身も超人的で、「鬼神」に近い存在とされている。

次に、『今昔』二四一―一六(前掲⑥の中略部分)の呪詛に關わる話を引いておく。

⑥⑦亦、此清明、広沢の寛朝僧正と申ける人の御坊に参て、物申し承はりける間、若<sub>き</sub>君<sub>達</sub>・僧<sub>共有</sub>て、清明に物語などして云く、「其<sub>そ</sub>識<sub>神</sub>を仕<sub>給</sub>ふなるは。忽<sub>に</sub>人にば<sub>殺</sub>し給<sub>ふらむ</sub>や」と。清明、「道<sub>の</sub>大事<sub>を</sub>此<sub>現</sub>にも問<sub>ひ</sub>給<sub>ふ</sub>かな」と云て、「安<sub>く</sub>は否<sub>不</sub>殺<sub>し</sub>。少<sub>し</sub>力<sub>だ</sub>に入<sub>て</sub>搦<sub>へ</sub>ば必<sub>ず</sub>殺<sub>し</sub>てむ。虫<sub>など</sub>をば塵<sub>許</sub>の事<sub>せ</sub>むに、必<sub>ず</sub>殺<sub>し</sub>つべきに、生

くべき様を不知ば、罪も得ぬべければ、由無き也」など云ふ程に、庭より蝦蟇の五つ六つ許踊つ、池の辺様に行けるを、君<sub>達</sub>、「然<sub>は</sub>彼<sub>れ</sub>一<sub>つ</sub>殺<sub>し</sub>給<sub>へ</sub>。試<sub>む</sub>」と云ければ、清明、「罪<sub>造</sub>り給<sub>君</sub>かな、然<sub>る</sub>にても、「試<sub>み</sub>給<sub>は</sub>む」と有れば」とて、草の葉を摘切て、物を読様にして蝦蟇の方へ投遣たりければ、其の草の葉蝦蟇の上に懸ると見ける程に、蝦蟇は真平に□(「宇治拾遺」ひしげ)て死たりける。僧共此を見て、色<sub>を</sub>失<sub>て</sub>なむ恐<sub>ぢ</sub>怖<sub>れ</sub>ける。

〔今昔』二四一―一六、『宇治拾遺』一一一―三)「呪文」という呪術的な言葉<sub>を</sub>付<sub>した</sub>「草の葉」つまり「紙」と同じく扁平な式神<sub>によつて</sub>(使役させて)、蛙を圧殺した。諏訪氏は、「草の葉」「紙」などを式神として<sub>いる</sub>ことから「物に内在する力」とされるが、この動作は、まさに呪符に式神の名を書くことに当たる。それで制圧したのであり、呪詛の中でも、「符書」「厭符」によるものに当たると言えよう。超人的だが、実態に即し、意外に正確な話と言える。

なお、この話に限ることではないが、『今昔』と『宇治拾遺』の同話には、若干違いがある。『今昔』では若い公達が、安易に呪詛をそそのかす役だが、『宇治拾遺』には(言わば外野の)彼らは登場せず、「若僧ども」と清明のみである。清明が、仏教者以上に殺生の愚かさ、「罪」深さを深く理解していたという点<sub>が</sub>、より鮮明になつて<sub>いる</sub>。また秘めた呪力が底知れないことも、仏教と陰陽道の関係に絞つたほうがよく伝わる。

繁田氏は式神＝厭物とされるが、以上のように、むしろ、⑥②

の『小記目録』を除き、「天岡」等の十二月将の名を記したと考えられる⑤4以下、⑥4（⑤7）⑥7のように厭符の例が多い。次節で扱う『宇治拾遺』の話は、「紙」を鳥にした式神による呪詛である。

### （五）鎌倉時代の説話

#### ——祟り（怪異・病）と呪詛の混同、鳥への可視化

「式神」は、前述したように式盤の神に由来し、式占及び呪詛の両方に関わったが、鎌倉時代になると、式占の対象である鳥獣などによる怪異と、呪詛とが混同されていく。『今昔』には物忌の日を狙った呪詛はあったが（前掲④8）、怪異占と呪詛の区別はされていた。

まず、怪異を起すのは「鷲」「鳥」などの「鳥」が最も多かったことが、式神の視覚化に繋がった。鳥による怪異は、早くは、嵯峨朝の次の記録がある。

⑥8是日、鶴鶴万数、集陰陽寮枇杷樹。觀人、異之。

（『日本紀略』弘仁五年（八一四）二月甲午（十六日）条）

さらに、古来、鳥が異界と現世を往還する靈的存在とされてきたことも、影響したのであろう。その一例を挙げておく。

⑥9その次郎のみこをやまとたけの尊といふ。とし卅七にてうせ給ふ。しろき鳥となりて、空にのぼり給ひぬ。此御子は、仲哀天皇の御おやなり。

（『簾中抄』上・帝王御次第・景行天皇）

また、鳥が呪力のある者に操られるという発想も、古代から

見られる。次の陰陽道成立期の清和朝の話も、その一例である。

⑦0水尾天皇の御代、隼と云ふ鳥、仁寿殿の庇の上長押に巢を啖くえり。天皇此れを驚き怪び給ふ。止事無き陰陽師共を召て、此の事の吉凶を被問るゝに、占申して云く、「天皇の重き御慎み也」と。天皇恐ぢ怖れ給て、方々の御祈共有り。然れども未だ其の驗無き間、弥よ慎み怖れさせ給ふ事無無し。（中略。老演を召し）彼の隼の巢を啖たる間にて金剛般若経を令転読む。四五卷許を誦する程に、忽に隼四五十許外より飛び来て、隼毎に巢を啖て飛び去りぬ。其の時に、天皇老演を礼して貴び給ふ事無現し。

（『今昔』一四—三四「老演僧正、金剛般若を誦して靈験を施せる語」）

この話では、陰陽師の怪異占は前座に過ぎない。鳥による怪異、その原因となった鳥を操ることができる宗教者の存在のほうに、鎌倉以降の陰陽師と式神の関係との類似点として、注目しておきたい。

さて『宇治拾遺』二一八では、式占を行うべき怪異（物怪）の原因としての「鳥」の行動が、「式神」による呪詛と見なされ、鳥＝式神とされている。それは、双方の陰陽師に操られる物だった。⑦1昔、晴明、陣に参りたりけるに、前（前駆）花やかに追はせて殿上人の参りけるを見れば、藏人少将とて、まだ若く花やかなる人の、みめまことに清げにて内に参りたりける程に、この少将の上に鳥の飛びて通りけるが、穢土をししかけるを、晴明きと見て、「あはれ（中略）式にうてけるにか。」

この鳥は式神にこそありけれ」と思ふに、(中略。清明が今夜の護りを申し出る) 日も暮れぬ。清明、少将をつと抱きて身固めをし、また何事にか、つぶつと一夜いもねず、声絶えもせず、読み聞かせ加持しけり。(中略) この少将のあひ智にて蔵人の五位のありけるも、同じ家にあなたこなたに据ゑたりかるが、この少将をばよき智とてかしづき、今一人をば殊の外に思ひ落したりければ、妬がりて陰陽師を語らひて式をふせたりけるなり。さてその少将は死なんとしけるを、清明が見つけて一夜祈りたりければ、そのふせける陰陽師のもとより人の来て、高やかに「心の惑ひけるままに、よしなくまもり強かりける人の御ために仰せをそむかじとて式ふせて、すでに式神かへりて、おのれ只今式にうてて死に待りぬ。すさまじかりける事をして」といひけるを(中略)「陰陽師はやがて死にけり」とぞいひける。式ふせさせける智をば、舅、やがて追ひ捨てけるとぞ。清明には泣く泣く悦びて多くの事どもして飽かずぞ悦びける。(この蔵人少将は) 誰とは覚えす。大納言までなり給ひけるとぞ。

〔宇治拾遺〕二一八「清明、蔵人少将を封ずる事」

これは、物怪を占うと病氣の子兆と出て、予防のための固い物忌を行い無事だったことの説話化である。本来、陰陽師は物忌に関与しない。「鳥」に糞をかけられるのは、本来、呪詛ではなく怪異である。怪異は、鳥や鷲の群集や、鼠や犬の糞など、多くは鳥獸の、何らかの意味で特別な行動を指す(糞の場合は

主に場所)。怪異占「祟りを問ふ・吉凶を問ふ」ことをした結果が、不吉の場合は「神・霊」の「祟り」であり、「人の呪詛」と出ることは無いが、病氣の子兆、つまり病事・薬事を慎めと占われた場合は、落命する恐れがある点で呪詛と近い。また病因の式占では、「神・鬼・霊」の「祟り」の他に「人の呪詛」と出る場合があり、陰陽師が祓・呪詛祭などを行った。関係をまとめておくと次のようになる。要するに、「祟り」と「呪詛」の混同と言うべきか。

本来：鳥が男に糞をかける⇨怪異⇨陰陽師の式占「祟りを問ふ」⇨命が危うい病事の子兆⇨二日間の固い物忌

↓無事

病む⇨陰陽師の式占⇨病因は人の呪詛と出る⇨陰陽師の祓や呪詛返し⇨呪詛祭⇨無事

説話：鳥が男に糞をかける⇨呪詛⇨式神が鳥類に化して行つた⇨陰陽師が護身呪術と呪文・祈禱で一晩中守る⇨無事⇨呪詛をした陰陽師が呪詛返しで式神に よつて死ぬ

式神の鳥への可視化の原因の一つは、このように式占をよく知らないが怪異には関心のある人々の増加と考えられる。なお『今昔』の式神は、童子又は見えない従属神以外は、呪文を付けた「葉」という呪符と同様の物だった(前掲⑥7)。

もう一つの鳥類に化す式神説話も、『今昔』には無く、『宇治拾遺』以下に見える。

⑦2(道長は毎日法成寺に参詣する際に白い愛犬を連れていた。

ある日、門を入ろうとすると御衣の裾を咬んで引き留めたので、何か訳があるのだらうと、ただちに「清明を召し」「かかることのあるはいかが」と尋ね給ひければ、清明しばし占ひて申しけるは、「これは君を呪詛し奉りて候ふ物を（古事談）「厭術を」道に埋みて候ふ。御越しあらましかば、悪しく候ふべき。犬は通力のものにて告げ申して候ふなり」と申せば、「さてそれはいづくにか埋みたる。あらはせ」とのたまへば、「やすく候ふ」と申して、しばし占ひて、「ここにて候ふ」と申す所を掘らせて見給ふに、土五尺ばかり掘りたりければ、案のごとく物ありけり。土器を二つうち合せて、黄なる紙捻にて十文字にからげたり。開いて見れば、中には物もなし。朱砂にて、一文字を土器の底に書きたるばかりなり。「清明が外には知りたる者候はず。もし道摩法師や仕りたるらん。糺して見候はん」とて、懐より紙を取り出だし、鳥の姿に引き結びて（『古事談』『十訓抄』では「鳥の形」に切り抜いて）、呪を誦じかけて空へ投げ上げたれば、たちまちに白鷺になりて、南をさして飛び行きけり。「この鳥の落ちつかん所を見て参れ」とて、下部を走らするに、六条坊門万里小路辺に、古りたる家の諸折戸の中へ落ち入りけり。則ち家主、老法師にてありける、からめ取りて参りたり。呪詛の故を問はるるに、「堀河左大臣顕光公（『峯相記』では伊恩）のかたりを得て仕りたり」とぞ申しける。この上は流罪すべけれども、道摩が科には「向後、かかるわざすべからず」とて、本

国播磨へ追ひ下されにけり。この顕光公は死後に怨霊となりて、御堂殿辺へは祟りをなされけり。悪霊左府と名づく云々。犬はいよいよ不便にさせ給ひけるとなん。

（『宇治拾遺』一四一―一〇）「御堂閔白の御犬、清明等、奇特の事」、『古事談』六一六二、『十訓抄』七一―二）

清明は治安二年（一〇二二）の法成寺建立以前の寛弘二年（一〇〇五）に卒去しているが、種々清明とその周辺の史実に合致する要素が含まれる話である。例えば朱字については、彼が一条朝に普及させた泰山府君祭の都状（漢文の祭文）は黄紙に朱墨で書いた。

この話のみ、「式神」や「式」の語は無いが、道摩側は「君を呪詛し奉りて候ふ物」を用い、清明側は、「紙」の化した「鳥」が、従者としての式神の働きをしている。

これら、怪異を起こす鳥獣、病氣の予兆としての怪異、病氣の原因としての呪詛、怪異や病因を占う式盤、式盤の神を用いた呪詛用の呪符・呪物、「式を伏す」という言葉、そして、前述した仏教の童子や仙人に仕える役鬼、陰陽師に伴う童子の存在などに基づく奉仕者としての式神像が結びつき、呪詛や呪詛返しを行う鳥の姿の式神が生まれたと考えられる。

#### （六）鎌倉時代の式神説話——反問との結びつき

鎌倉時代に生まれた式神による呪詛説話の要素として、鳥への可視化以外に注目すべきは、「反問」との結びつきである。

⑦鳥羽院初度の相撲の節の時、右の相撲人（姓未詳）遠方、

傍輩に勝る。(中略。当日早朝から胸に激痛を伴う腫れ物が生じて相撲ができなくなったが、増ぞうよ誉の加持で癒えた)左の合手某敵すべからざる由を存じ(遠方に勝ち目が無い)と思ひ、有駿の陰陽(陰陽師)を以て式を伏せしむる由、後日風聞す、と云々。

〔古事談〕三―七四)

⑦④西宮左大臣(源)高明、日くれて内よりまかり出給けるに、二条大宮の辻をすぐるに、神泉の丑寅の角、冷泉院の未申のすみのついでのうち、胸、ついでに覆にあたるほどにたけたかきもの、三人たちて、大臣、さき(前駆)をふ声をき、てはうつぶし(うつ伏せになり)、をはぬ時はさし出けり。大臣、その心を得て、しきりにさきををはしむ。ついでをすぐるほどに、大臣の名をよぶ。其後、ほどなく大事いできて、左遷せられけり。「神泉の競馬の時、陰陽、識神を囑してうづめるを、今に解除せず。その靈ありとなんいひつたへたる。いまもすぐべからず」とぞ、ありゆき(安倍有行)と云陰陽師は申ける。(後略)

〔続古事談〕二―一八)

いづれも、呪物による呪詛である。呪詛も、何かを隠す・埋めるといふ点で土地に働きかける呪術ではあるが、相撲や競馬と土地に関わる呪術は、本来は地鎮のための反閨だった。

山下氏は、「競馬や相撲などの公的な勝負事の行事があると、陰陽師は念人(応援者)として反閨をつとめることが通例であった」として、反閨のうちの「四縦五横呪」(前掲⑦)で名を唱える九神「朱雀・玄武・白虎・勾陳・帝后・文王・三

台・玉女・青龍」の多くが、式占の「十二天将」と重なることを指摘されている。

つまり反閨には、式神つまり式盤の「十二月将」そのものではないが、それに対応した式占で用いる神々が含まれていた。陰陽師が土地に働きかける呪術という共通点だけでなく、この点も、競馬や相撲の反閨から呪詛説話が生まれる要因として看過できない。次のような関係である。

本来：競馬・相撲↓陰陽師の反閨⇨式占の神(十二天将)の名を含む呪文等で、地中の神を厭する(鎮める)

呪術

説話：競馬・相撲↓陰陽師の呪詛⇨地中に呪物・呪符(式神)⇨十二月将の名を用いる場合がある(を埋める)とて、他人を厭する(圧する)呪術

なお、地中の神の土公神も、崇つて、人を病にさせる神である(式占での「土の気」)。しかし『古事談』の「式を伏す」や、『続古事談』「識神を囑してうづむ」といった表現から、反閨と呪詛との混同はあったものの、土公神と式神の混同・同一視は無かったことがわかる。また、土公神の崇りの説話が川人の一話(『今昔』二四―二三。⑯の前に紹介した)以外に見られないのは、地面との関わりという共通点を持つ、式神の呪詛説話があるためと考えられる。

(七)式神のまとめ 陰陽師に使役される十二の神々

山下氏によると、鎌倉前期成立の安倍氏の『陰陽道旧記抄』

に、式神が清明に対して、神通で靈剣を造ることができると答えて、その通りになったという話、換言すると、清明が式神を使つて靈剣の図を書かせたという話があるが、これ以外は、賀茂氏や安倍氏関連の史料にも、式神は見えない。また山下氏は、村山氏以来の諸氏の指摘と同じく、式神の話は「安倍氏の子孫が清明の呪力を強調するために伝えたもの」と述べられている。さらに、村山氏が指摘されたように、靈剣に「十二神」（『中右記』嘉保元年（一〇九四）十一月二日条所引「長徳三年（九九七）五月二十四日藏人信経私記」）が刻まれていることにも、改めて注目しておきたい。

陰陽師の用いる十二の神々と、その表記をまとめておく。

表4 十二神

| 名称   | 各書での名称   | 説明   |
|------|--|--|
| 十二支  | 十二神（『口遊』陰陽門、他）   | 時や方位等を表す。天盤にも地盤にもあり。                         |
| 十二月将 | 十二神（『五行大義』卷五・論諸神、 <sup>54</sup> 『北斗護摩集』、江談抄）二一八他）<br>十二神将（ <sup>57</sup> 『新猿楽記』） | 天盤にあり。前掲 <sup>57</sup> 『新猿楽記』では地盤の「三十六禽」に対す。 |

|  |          |                                      |
|--|----------|--------------------------------------|
| 十二天将                                   | ／        | 盤上に無し。勾陳と四神を含む。この五神は反閏の⑦「四横五縦呪」に見える。 |
| 十二神将<br>（ <sup>58</sup> 『源平盛衰記』）<br>他） | 十二神将・十二神 | 仏教で薬師如来の眷属神。十二支に配当される。表3参照。          |

前掲<sup>58</sup>『源平盛衰記』卷十・中宮御産事では、「十二神将」が仏教のそれと習合して、清明の使役する「識神」そのものとして、橋占に関わっていた。一条戻橋の下に封じられるという点は、呪詛の話に見られた「式を伏す」に該当する。式神は、隠される存在である。

次に、右の名称を含め、式神の成立の要因と発展を、簡単にまとめておく。平安時代は、(3)までで、(4)以下は見られない。呪詛に関わる例が多いが、前述の靈剣や橋占を含め、その他の要素もあった。式神の性質・役割を、式占又は呪詛との関係のどちらかに限定し、片方を否定することは、実態とは異なるのである。

(1)陰陽師は、「式」（式盤。十二月将や三十六禽が刻まれている）を所有し、それによって、物怪や病などの不可視・未知の事柄を明らかにする神業・神通力がある（十二天将も用いる）。↓式盤には「式の神」が宿り、陰陽師に操られる（と理解されるようになった。以下、同様）。

(2) 陰陽師は、有能な少年を従え、使役している。仏教には、一对の童子の眷属神がいる。仙人も、下級の鬼神を使役している。↓式神は、陰陽師が従え、使役する(一对の)(少年の)鬼神である。

(3) 呪符に書いた「十二月将」を「式神」と言う。また「厭物」(鎮圧用の呪物)を「式」と言う。「厭符」(鎮圧するための呪符)を「厭式」と言う。呪符・呪物を埋めるなどして隠し、呪詛を仕掛けることを「式を伏す」と言う。主に法師陰陽師が、呪詛に携わった。↓陰陽師が、呪詛などの呪術に用いる符(紙や木簡等)・物は、式神である。

以下(↓の下側)は、中世の解釈・展開である。

(4) 陰陽師は、怪異を占うが、怪異の原因は鳥が最も多く、式占で、命が危うい予兆(病事)と占われることもある。また、病の原因の式占では、呪詛(命を狙う人がいる)と出ることもあり、陰陽師が呪詛返し(呪詛を行なった。怪異を起こした鳥を、読経で操る密教僧がいた)。

↓鳥が、陰陽師の使役する式神であり、陰陽師の命を受けて、呪詛や呪詛返しを仕掛ける。

(5) 陰陽師は、競馬や相撲の際、反閉をして、地中の神(土公神)が祟らないように鎮める。その反閉では、式占の神の名(十二月将のうち五神)を含む呪文を唱える。

↓陰陽師が、競馬や相撲で、地中に式神(呪符・呪物)を埋めることで、人を呪詛(鎮圧・制圧)した。

(6) 陰陽師は、十二支以外に、十二月将・十二月将を、呪詛・

式占・反閉で用いる。十二月将を指す「十二神」「十二神将」という呼称がある。また陰陽師が鑄造に関わる霊剣には、十二神将が刻まれている。

↓仏教の十二支に配当されている十二神将は、式神と同じものである。

以上、未整理の部分も少なくないが、前稿の補足・修正である。各作品の読みに影響することがあれば幸いである。

## 注

(1) 小町谷照彦・倉田実両氏編『王朝文学文化歴史事典』(笠間書院、平成二十三年、第二版平成二十四年)の「23 陰陽道」の「式神(職神)(しきがみ・しきじん)」。

(2) 引用は、『続日本紀』『日本三代実録』、『律』、『令義解』、『延喜式』、『日本紀略』、『扶桑略記』、『政治要略』は『新訂増補国史大系』、『九歴』、『御堂関白記』、『小右記』は『大日本古記録』、『権記』は『史料纂集』、『左経記』、『兵範記』は『増補史料大成』、『簾中抄』、『二中歴』は『改訂史籍集覧』、『新儀式』、『禁秘抄』は『群書類従』、『明文抄』、『六字河臨法』は『続群書類従』、『拾芥抄』は『改訂増補故実叢書』、『大日経疏演奥鈔』は『大正新修大藏経』、『日本書紀』、『伊勢物語』、『うつほ物語』、『落窪物語』、『源氏物語』、『浜松中納言物語』、『住吉物語』、『栄花物語』、『大鏡』、『将門記』、『保元物語』、『平治物語』、『日本霊異記』、『宇治拾遺物語』、『十訓抄』は小学館『新編日本古典文学全集』、『源平盛衰記』は三弥

井書店『中世の文学』、『枕草子』は『新編枕草子』（津島知明氏校訂、おうふう）、『古今著聞集』は『新潮日本古典集成』、歌集は『新編国歌大観』、『江談抄』、『今昔物語集』、『古事談』、『続古事談』は岩波書店、『新日本古典文学大系』、『新猿楽記』は同『日本思想大系』に拠った。反問については、京都文化博物館他編『安倍晴明と陰陽道展』（読売新聞大阪本社、平成十五年）も参照した。

但し旧字体や異体字は、基本的に新字体に、『今昔』『源平盛衰記』のカタカナは、平仮名に変えている。〈 〉は特に断わらない限り原文の割注、□は不明箇所。漢文の句読点、訓点、ルビや、すべての傍線類、（ ）は、私意に拠り付した。波線部は、二義的に扱う、又は他の節や項で取り上げる語句等である。

(3) 拙稿「陰陽道における医書の重要性和色選びの独自性——八卦忌や出産儀礼を中心に——」（日本民俗史学会『風俗史学』、旧名『風俗』59-3、平成二十六年九月、実際は平成二十七年十二月）でも、その一旦に触れた。

(4) 山下克明氏『平安時代の宗教文化と陰陽道』岩田書院、平成八年）及び『陰陽道の発見』（NHKブックス、日本放送出版協会、平成二十二年）に拠る。

(5) 『御堂関白記』は、拙稿「『御堂関白記』の陰陽道」（『国文学研究資料館紀要 文学研究篇』40、平成二十六年三月）、『御堂関白記』の陰陽道「補遺ノート」（『札幌国語研究』20、平成二十七年八月）、「貴族の風俗と信仰」（大津透・

池田尚隆阿氏編『藤原道長事典——御堂関白記からみる貴族社会——』思文閣出版、平成二十九年）で取り上げた。

(6) 拙稿「平安時代の身代り人形覚書」（『いずみ通信』第43号、平成二十九年四月）では、女兒が遊ぶ「雛」以外の身代り用の「人形・形代・人形代・あまがつ、偶人・像」を、祓・宅鎮・呪詛・葬送用など、考古資料を含め種々取り上げたが、『大鏡』の例は挙げていない。

次の例も追加しておく。悪夢を見た際には、怪異占を行ったり、主に仏教の厄除けの祈禱をしたり、自ら呪文を唱えたりしたが、少なくとも鎌倉中期以降は、「人形」も用いる場合があったことが、実例は未見だが、次からわかる。

辛国乃（中略）一説云、悪夢着草木、好夢成宝玉。今案、左手、取人形、右手、取水。向東戸、三遍、誦之、捨之。一云、南無成就（福德円満）、須弥功德王如来（三反）。〈手云〉誦曰、左手、取火、右手、取人形。向東方、三遍誦、人形火捨之云々。（『二中歴』九・呪術歴・悪夢相時誦）

(7) 村山修一氏『陰陽道』（山中裕・鈴木一雄阿氏編『平安時代の文学と生活 平安時代の信仰と生活』至文堂、平成四年）。

(8) 繁田信一氏『呪いの都 平安京 呪詛・呪術・陰陽師』（吉川弘文館、平成十八年）。

(9) 藤本孝一氏『藤原伊周呪詛事件について——宿曜師利原を中心に——』（『風俗』19-1、昭和五十五年六月）。

(10) 榎野廣造氏「源方理」(『尊卑文脈』)に見えない人々」私家版、平成十四年)。重光男の可能性は、同氏「平安人名辞典―長保二年―」(高科書店、平成五年)で既に指摘されている。

(11) 繁田氏「陰陽師と貴族社会」(吉川弘文館、平成十六年)。

(12) 山下氏「陰陽師が使う式神の実態をめぐって」(『鴨東通信』96、平成二十六年十二月)。

(13) 北海道教育大学札幌校・基礎学習開発専攻・国語グループの清水大暉君の平成二十八年年度卒業論文「将門記」における朱雀天皇像」が、このことを指摘している(本誌の要旨集参照)。

(14) 鈴木一馨氏「式神の起源について」(『宗教学論集』20、平成六年四月)、『陰陽道 呪術と鬼神の世界』(講談社、平成十四年)。

(15) 村山氏『日本陰陽道史総説』(塙書房、昭和五十六年)、諏訪春雄氏『安倍晴明伝説』(筑摩書房、平成十二年)。

(16) 小坂眞二氏「式占」(『別冊太陽 占いとまじない』平凡社、平成三年五月)。

(17) これらは律令にも見え、早い用例として、「天文・遁甲をよくしたまふ」天武天皇が(『日本書紀』即位前紀)、壬申の乱の時に、「親ら、式を乗り、占」ったことが知られている(同・天武天皇元年(六七二)六月甲申(二十四日)条)。

(18) 拙稿「平安時代の狐——類書、幼学書、家宝「小狐」、

けなげさ他——」(伏見稲荷大社『朱』52、平成二十一年三月)でも述べた。

(19) 拙稿「枕草子」の五月五日——「三条の宮におはしますころ」の段が語る本書の到達点——」(小森潔・津島知

明両氏編『枕草子 創造と新生』翰林書房、平成二十三年)。

(20) 拙稿「古代文学と陰陽道概説——研究史・変遷・国風文化——」(水口幹記氏編『叢書・文化学の越境22 古代東アジアの「祈り」——宗教・習俗・占術』森話社、平成二十六年九月)でも述べた。

(21) 山下氏「安倍晴明の「土御門」の家と晴明伝承」(林淳・小池淳一両氏編『陰陽道の講義』嵯峨野書院、平成十四年)／『平安時代陰陽道史研究』思文閣出版、同二十七年)。

付記Ⅱ校正の段階で、山下克明氏「式神の実態と説話をめぐって」(『東洋研究』204、平成二十九年七月)を拝受・拝読した。注(12)を増補・詳述された玉稿で、平安後期の密教修法と式神の関係を新たに指摘され、先行研究を踏まえて道教との関係も述べられている。式神についての決定版と云うべき必読文献である。

拙稿は、説話以外の文学作品や日記等の史料の用例がかなり重複しており、山下説を踏まえているので考察の結果なども当然共通する部分が多い。ほぼ玉稿に吸収されるべきもので、独自の部分は少ないが、式神に関連する周辺の

文学作品の用例を挙げたり、「厭符」は「厭物」に含まれるか否か、「(封式) 厭鎮」の対象は何かなどについて異なる解釈を挙げたりしているので、若干違いもある。なお、山下氏以外の先行研究の踏まえ方も甚だ不十分だが、今後の課題とさせていただきます。